

かごしまの農林水産物認証制度 (K-GAP) 導入マニュアル

令和7年8月

鹿児島県

改版履歷

[illegible]

本書の見方

国際水準GAPの5分野（食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理）のどの分野に該当するかを記載しています。

全体の番号です。
認証番号整理表を
参考に認証の区分
毎の番号を確認し
ます。

国際水準GAPガイ
ドラインに沿った
基準となってい
ます。（県独自基準
もあります）

基準が達成されて
いるかどうかを確
認する項目です。

基準を達成するた
めにどのようなこ
とに取り組めばよ
いかを記載してい
ます。

具体的な取組事例
や解説等を記載し
ています。

必要な書類等が記
載しています。様
式は参考様式なの
で。既存の様式等
ある場合は、そち
らを使用しても構
いません。

認証の区分毎の番号です。

認証の区分毎の番号
青果物－1，穀物－1，茶－1

分野
農場経営管理

基準

農場経営に必要な基本情報（栽培品目名、ほ場（きのこ類の場合は、ほだ場。以下、同じ）や施設の名称・所在地等）を明確にして、整理し、必要に応じて文書化

確認事項

① 全てのほ場や施設の所在地、名称、面積、栽培品目等が分かる台帳を整備していること

取組事項

（個人申請の場合）

① ほ場や施設は、番号・名称等をつけてわかりやすく区分した台帳、地図を整備する。

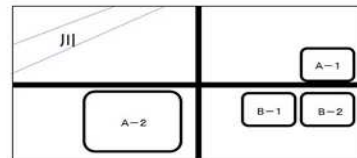
（団体申請の場合）

① 生産者全員のほ場台帳、地図を整備する。

<解説>

ほ場や施設に番号や名称をつけて分かりやすく区分し、管理台帳や地図を作成します。

ほ場	番号	所在地	面積 (a)	収穫予定 (x)	当年	前年
					作物名	作物名
A	A-1	〇〇市△町□番地	10	10	トマト	トマト
	A-2	〇〇市△町□番地	50	12	きゅうまいも	作付けなし
施設	番号	施設名	所在地			
	B-1	作業場	〇〇市△町□番地			
	B-2	事務所	〇〇市△町□番地			



必要な書類（参考様式）

- ・ほ場・施設台帳（個人用）（様式1），地図添付
- ・ほ場・施設台帳（団体用）（様式1），地図添付

認証番号整理表

番号	分野	認証の区分毎の番号			基準
		青果物	穀物	茶	
1	農場	1	1	1	農場経営に必要な基本情報（栽培品目名、ほ場（きのこ類の場合は、ほだ場。以下、同じ）や施設の名称・所在地等）を明確にして、整理し、必要に応じて文書化
2	農場	2	2	2	組織体制を定めて、責任範囲及び責任者を決定し、周知するとともに、責任者の能力を向上するための体制を整備
3	農場	3	3	3	農場経営に必要な食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の継続的改善に関わる要求事項を明確にし、それに沿った方針を策定するとともに、周知を実施
4	農場	4	4	4	本認証基準に沿った農場の管理を実施するため、農場のルール の決定、ルールに基づく運営、実施状況の確認、必要に応じた見直しを実施
5	農場	5	5	5	登録品種の種苗の適切な使用など知的財産の保護・活用
6	農場	6	6	6	農場経営の方針に基づいた生産計画を策定し、実施した農作業を記録するとともに、実績を計画に対して評価し、必要に応じて次の計画に反映
7	農場	7	7	7	農場の管理を実証するために必要な記録の内容とその保管期間を特定し、記録を作成・保存
8	食品	8	8	8	農場の基本情報及びコーデックス規格のHACCPの考え方に沿って、食品安全（品質を含む）に関する危害要因について危害要因分析を実施し、食品安全上のリスクが高いと判断した危害要因について、危害要因による汚染を防止・低減する対策を実施するための農場のルール の設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施
9	労働	9	9	9	農場の基本情報に基づき、労働安全に関する危害要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項についてリスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルール の設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施
10	環境	10	10	10	農場の基本情報に基づき、環境に負荷を与える要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項について、リスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルール の設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施
11	農場	11	11	11	出荷する商品の表示の管理及び収穫記録と結びついた農産物の出荷記録、それ以外の農場の管理等に関する記録の作成・保存
12	農場	12	12	12	「かごしまの農林水産物認証マーク」を使用する場合は、使用基準に沿っていること
13	農場	13	13	13	認証された生産物と他の生産物が混入することがないようにライン又はロットを区別していること
14	農場		14		農産物検査法に基づく検査を受検すること
15	食品		15		異種穀粒・異物混入を防止する対策を実施
16	農場		16		用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管・販売・処分
17	食品			14	異品種・異物混入を防止する対策の実施
18	農場	14	17	15	工程管理の信頼性を確保するための農場のルールに基づく管理を遵守することについての外部委託先との合意
19	食品			16	自家仕上げ茶管理については（１）、（２）について対策を講じていること （１）仕上げ茶加工の際、異物混入等を防ぐ対策を講じていること （２）仕上げ茶は商品としての価値を保つために、品質保持に必要な対策を講じていること
20	農場	15	18	17	食品安全を確保するための資材等の供給者及び検査機関を含むサービス提供者の評価及び選定に係る方法を定めて実施

番号	分野	認証の区分毎の番号			基準
		青果物	穀物	茶	
21	農場	16	19	18	クレーム及び農場のルール違反への対応手順を定め、実施し、記録を作成・保存
22	農場	17	20	19	事故や災害等に備えた農業生産の維持・継続のための対策の実施
23	人権	18	21	20	雇用・労働環境における人権侵害防止について、管理方法を定めて実施
24	人権	19	22	21	技能実習生など、外国人雇用がある場合、適切な対応を行うための環境整備等を実施
25	人権	20	23	22	家族間の十分な話し合いに基づく家族経営の実施
26	人権	21	24	23	労働条件を遵守し、労使間における労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を実施
27	農場	22	25	24	作業者が必要な力量を身に付けるため、教育訓練を実施
28	人権 農場	23	26	25	業務が原因で負傷、もしくは疾病にかかった農作業従事者を保護するための労災保険の成立手続の実施
29	農場		27		施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレーターとの責任分担の明確化
30	労働 人権	24	28	26	適切に実施しなければ危険を伴う機械作業、高所作業又は農薬散布作業等従事者に対し、必要な能力及び資格を得るための訓練を実施
31	労働	25	29	27	安全に作業を行うための服装や保護具の着用・管理の実施
32	労働			28	茶園の枕地を確保していること
33	労働	26	30	29	清潔な水・救急箱の用意、連絡方法などを含めた事故対応手順を定めて、農作業従事者等に周知
34	農場	27	31	30	農産物の汚染や事故を防止するため、食品安全・衛生管理、労働安全、環境への配慮に関する入場時のルールを定めて、農場入場者（訪問者を含む）に対して遵守するよう周知
35	食品 農場	28	32	31	ほ場や施設から通える場所での清潔な手洗い設備やトイレ設備の確保等による衛生管理を実施
36	食品	29	33	32	ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの危害要因による土壌の汚染及び土壌中の危害要因に由来する農産物の汚染の可能性に関する評価の実施、評価結果に基づく対策の実施
37	食品		34		生産する農産物のカドミウム濃度が基準値を超える可能性のある地域では、その基準値を遵守できるよう、生産される農産物のカドミウム濃度に応じた低減対策の実施。それ以外の地域においても、食品安全上のリスクをできるだけ減らすため低減対策を実施
38	環境	30	35	33	堆肥等の有機物等の活用等による土づくり等を通じた適正な土壌管理の実施
39	環境	31	36	34	土壌の侵食を軽減する対策の実施
40	食品	32	37	35	使用する水の水源を確認し、水に含まれる危害要因による農産物の安全性に関する評価と、評価結果に基づく対策を実施
41	食品	養1			養液栽培の場合、培養液の汚染の防止に必要な対策を実施
42	食品	養2			養液栽培の場合、培地、栽培ベット等の汚染防止に必要な対策を実施

番号	分野	認証の区分毎の番号			基準
		青果物	穀物	茶	
43	食品			36	生葉洗浄工程における、洗浄用器具、洗浄水による生葉の汚染防止を実施
44	環境	33 養3	38	37	ほ場及び農産物取扱施設で発生した排水（排水中の栄養成分を含む）やそれに含まれる植物残さ、廃棄物等の適切な管理
45	環境		39		水田代かき後の濁水流出の防止対策を実施
46	食品	34	40	38	農産物取扱施設・設備の保守管理、点検、整備、清掃等の適切な管理に加え、有害生物（昆虫、小動物、鳥類、かび等）の侵入・発生防止対策、異物、有毒植物等の混入防止対策を実施
47	食品			39	荒茶の製造エリアは土足禁止、入場口には土足禁止を啓発する表示物の表示
48	食品 農場	35	41	40	喫煙・飲食場所の指定、農場内の農産物に共通する工程の確認等により、異物混入やアレルギーと農産物の交差汚染の防止対策を実施
49	食品	36	42	41	農産物を適切に保管、貯蔵し、調製・出荷作業場、保管・貯蔵施設など全ての農産物取扱施設における衛生管理を実施
50	食品 環境 労働	37	43	42	器具、容器、設備、機械・装置及び運搬車両を把握し、安全装備等の確認、衛生管理、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を実施
51	農場	38	44	43	計量機器の点検・校正
52	食品	39	45	44	栽培・収穫・調製・運搬に使用する器具・包装容器等や掃除道具及び洗浄剤・消毒剤・機械油等の安全性を確認するとともに、適切な保管、取扱い、洗浄等を実施
53	労働	40	46	45	機械、装置、器具等の適正な使用
54	食品 環境 労働	41	47	46	食品安全（農産物への接触防止等）、環境保全（環境への流出防止等）、労働安全（火災防止等）に配慮した燃料類の保管の実施
55	環境	42	48	47	温室効果ガスの削減に資する取組等の実施
56	食品 環境	43	49	48	農場から出る廃棄物を把握し、適切に分別・管理して処分するとともに、植物残さ等の有機物のリサイクルに取り組むなど廃棄物の削減を実施
57	環境 労働	44	50	49	農場内の整理・整頓・清潔・清掃の実施、農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な処理・焼却の回避
58	環境	45	51	50	周辺住民等に対する騒音、振動、悪臭、煙・埃・有害物質の飛散・流出等の配慮と対策の実施
59	環境	46	52	51	ほ場等への鳥獣の接近を制限する取組等による生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の実施
60	環境	47			セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施、その他外来生物を利用する場合の適切な飼養管理の実施
61	食品	48	53	52	信頼できる供給元からの適正な手段による種苗の入手、育苗の管理及び種苗の調達に関する記録の保存
62	食品	49	54	53	隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響の回避
63	環境	50	55	54	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備（IPMにおける「予防」の取組）
64	環境	51	56	55	病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断（IPMにおける「判断」の取組）
65	環境	52	57	56	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除（IPMにおける「防除」の取組）

番号	分野	認証の区分毎の番号			基準
		青果物	穀物	茶	
66	食品	53	58	57	使用する予定の農薬の情報をまとめ、使用基準違反を防ぐ農薬使用計画を策定
67	食品	54	59	58	農薬使用計画に基づき、適正に農薬を使用するとともに、使用前に使用濃度や散布方法など、適正な使用方法の再確認を実施
68	環境	55	60	59	農薬は、周辺環境を汚染しない場所で必要な量だけ調製し、使用した計量機器等の洗浄を適切に実施
69	環境	56	61	60	農薬散布時における周辺作物・周辺住民等への影響の回避
70	労働	57	62	61	農薬の容器等の表示内容を確認し、表示に基づく安全な作業を行うための装備を整え、調製、防除、片付け作業を行い、防除衣、保護装備等を適切に洗浄、乾燥し、他への汚染がないように保管
71	環境		63		水田からの農薬流出を防止する対策の実施
72	食品 環境	58	64	62	農薬使用前に防除器具を点検し、使用後に適切に残液を処理、十分に洗浄し、洗浄排液を処理
73	食品	59	65	63	農薬の使用記録の作成・保存
74	食品 環境 労働	60	66	64	食品安全（容器移し替え禁止、いたずら防止の施錠等）、環境保全（流出防止対策等）、労働安全（毒劇・危険物表示、通気性の確保等）に配慮した農薬の保管、在庫管理の実施
75	食品	61	67	65	農薬の責任者による農薬適正使用の指示と検証
76	食品	62	68	66	残留農薬検査を行い、その結果を保存していること
77	食品 環境	63	69	67	堆肥製造に関し、適切な期間・温度の発酵維持による雑草種子、有害微生物の殺滅対策等の実施及び適正な堆肥の施用
78	食品 環境	64	70	68	原材料・製造工程の把握による肥料等の安全性、成分の確認と食品安全、環境保全に配慮した肥料等の利用計画の策定
79	環境	65	71	69	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥計画を立て、計画に基づく施肥の実施
80	農場	66	72	70	肥料等の使用記録の作成・保存
81	食品 環境 労働	67	73	71	食品安全（未熟堆肥との接触による交差汚染防止、農産物への接触防止等）、環境保全（環境への流出防止等）、労働安全（崩落・落下、発熱・発火・爆発防止等）に配慮した肥料等の保管、在庫管理の実施
82	食品			72	茶の栽培期間において、添加物を使用しない
83	食品			73	茶の荒茶加工の際、着色・着味等を目的とする添加物は一切使用しない
84	食品	ス1			スプラウト類の農産物取扱工程における衛生管理の実施（管理体制の整備、作業者の健康・衛生管理を含む）
85	食品	ス2			スプラウト類の培地、栽培容器の安全性の確認と適切な管理
86	食品	ス3			スプラウト類に使用する水について、水質検査、給水設備の保守管理、異物混入防止対策、微生物汚染防止対策を実施
87	食品	ス4			スプラウト類（種子、作物を含む）を扱う場所は他の区域との境界を明確にし、衛生管理を実施
88	食品	ス5			スプラウト類の生産設備について工程ごとの専用化の実施

番号	分野	認証の区分毎の番号			基準
		青果物	穀物	茶	
89	食品	ス6			スプラウト類の種子は供給者等を確認し、記録していること（種子の供給者、ロット番号、原産地国など）
90	食品	ス7			スプラウト類の種子の殺菌・衛生管理の実施
91	食品	た1			病虫害防除に薬剤を使用しない
92	食品	た2			地域基準に基づく適正な除草
93	食品	き1			きのこ類の原木、菌床資材等、種菌の安全性の確認と適切な管理
94	食品	き2			きのこ類の培養施設の温度・湿度等の適切な環境条件の維持及び衛生管理の実施
95	食品	き3			菌床資材及び工程別作業についての記録の作成・保存
96	食品	き4			きのこ類の培地調製、種菌接種の衛生的な実施
97	食品	き5			病虫害防除には薬剤を使用しない
98	労働	68		74	ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届出、取扱作業主任者の設置
99	農場	69		75	ボイラー及び圧力容器の定期自主点検の記録の作成・保存

養：養液栽培専門，ス：スプラウト専門，た：たけのこ専門，き：きのこ類専門

基準

農場経営に必要な基本情報（栽培品目名，ほ場（きのこ類の場合は，ほだ場。以下，同じ）や施設の名称・所在地等）を明確にして，整理し，必要に応じて文書化

確認事項

- (1) 全てのほ場や施設の所在地，名称，面積，栽培品目等が分かる台帳を整備していること

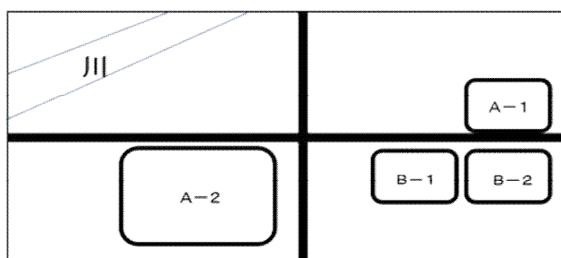
取組事項

- （個人申請の場合）
 (1) ほ場や施設は，番号・名称等をつけてわかりやすく区分した台帳，地図を整備する。
 （団体申請の場合）
 (1) 生産者全員のほ場台帳，地図を整備する。

<解説>

ほ場や施設に番号や名称をつけて分かりやすく区分し，管理台帳や地図を作成します。

ほ場	番号	所在地	面積 (a)	収穫予定 (kg)	前作 作物名
	A-1	〇〇市△町□□番地	10	10	トマト
	A-2	〇〇市△町□□番地	60	12	さつまいも
施設	番号	施設名	所在地		
	B-1	作業場	〇〇市△町□□番地		
	B-2	事務所	〇〇市△町□□番地		
	B-3	作業場 (〇〇集落広庫を利用※)	〇〇市△町□□番地		



必要な書類（参考様式）

- ・ほ場・施設台帳（個人用）（様式1），地図添付
- ・ほ場・施設台帳（団体用）（様式1），地図添付

基準

組織体制を定めて、責任範囲及び責任者を決定し、周知するとともに、責任者の能力を向上するための体制を整備

確認事項

- (1) 組織体制を定めて、責任範囲及び責任者を決定し、周知していること
- (2) 責任者は、必要な専門知識や最新の情報収集を行っていること

取組事項

- (1) 家族内（全従業員）の役割や責任の所在がわかる組織図を整備し、全員で共有する。
- (2) 必要な資格の取得や研修会等に積極的に参加し、書籍、HP等から専門知識や最新情報を習得する。

<解説>

組織図を作成し、事務所や作業場に提示します。

〇〇農園・〇〇部会 組織図（記入例）

	責任範囲	担当者名
生産管理責任者 （農場の責任者）	生産から出荷までの方法を把握し、責任を持ちます。	鹿児島 太郎
栽培管理責任者 （農業管理責任者） （肥料管理責任者）	生産方法を把握し、①から③に責任をもちます。 ①栽培基準 ②生産履歴台帳 ③生産工程チェックリスト	鹿児島 花子
労働安全責任者	労働安全に関する①に責任を持ちます。 ①農作業安全対策	
出荷管理責任者	出荷方法を把握し、①から④を管理します。 ①集出荷履歴台帳 ②作業者の衛生管理マニュアル ③施設・設備の衛生管理マニュアル ④作業者、施設・設備の衛生管理記録様式	
情報管理責任者	情報管理やクレーム等を把握し①から③を管理します。 ①情報管理マニュアル ②クレーム、問い合わせ対応マニュアル ③内部検査体制	

※団体申請の場合の責任者は、生産者または、農協等生産者団体の職員のどちらがなくても構いません。

必要な書類（参考様式）

- ・組織図（様式2）

基準

農場経営に必要な食品安全，環境保全，労働安全，人権保護，農場経営管理の継続的改善に関わる要求事項を明確にし，それに沿った方針を策定するとともに，周知を実施

確認事項

- (1) 食品安全，環境保全，労働安全，人権保護，農場経営管理に関する5分野について「農場運営の方針」として定め，農場内で共有していること

取組事項

- (1) 「農場運営の方針」を定め，家族内（全従業員）に周知する。

<解説>

「食品安全」「環境保全」「労働安全」「人権保護」「農場経営管理」の5分野について運営の方針を定め，家族内（全従業員）に周知します。

〇〇農園・〇〇部会 農場運営の方針（記入例）

〇〇農園は，法規制の遵守を基礎とし，農場管理を継続的に改善して以下の事項を達成することにより，取引先をはじめ，従業員，地域から信頼される農場を目指します。

番号	分野	運営の方針
1	食品安全	残留農薬や異物混入等の事故を防止します。
2	環境保全	廃棄物の適正処理と有効利用及び省エネルギーの推進をします。
3	労働安全	農場や農作業に潜む危険な箇所や作業等を把握し，対策を講じ，労働災害をゼロにします。
4	人権保護	差別や偏見等のない職場環境をつくとともに，労務管理を適切に行います。
5	農場経営管理	経営方針や役割分担，農場ルール等の整理・見直しを行い，より良い農場を目指します。

必要な書類（参考様式）

- ・農場運営の方針（様式3）

基準

本認証基準に沿った農場の管理を実施するため、農場のルール決定、ルールに基づく運営、実施状況の確認、必要に応じた見直しを実施

確認事項

- (1) 認証基準に沿った農場の管理を実施するため、農場のルールを定め、年1回以上自己点検し、不備や改善点がないか確認していること

取組事項

- (1) 農場ルールによる自己点検、改善点の把握、問題点等を記録・保管する。

<解説>

農場運営の方針を実現するための農場のルールを定め、実施した内容について自己点検を行い、改善点の把握、問題点を記録します。

〇〇農園・〇〇部会 農場ルール（記入例）

食品安全に関するルール				
・農薬の使用前には使用濃度や散布方法など使用方法の確認を行い、使用後は、使用記録を記録する。 ・異物混入防止対策をする。 ・作業場への入場前、トイレ後、清掃後などは必ず手を洗う。 ・農場の来場者に対しても、入場時のルールを周知する。				
環境保全に関するルール				
・廃棄物は適正処理をする。 ・不必要な照明は消灯し、節電を心がける。 ・農業機械・車両はエンジンを掛けっぱなしにしない。				
労働安全に関するルール				
・危険箇所の把握や危険な作業（機械作業、高所作業）を把握し、対応を行う。 ・安全に作業をおこなうための服装や保護具を着用する。 ・機械、装置、器具等は適切に保管する。				
人権保護に関するルール				
・人権侵害防止について、管理方法を定めて実施する。 ・労働条件を提示し、遵守する。 ・休憩時間はしっかりと確保する。				
農場経営管理に関するルール				
・組織体制を定めて、責任範囲及び責任者を定める。 ・農場のルールを定め、年1回以上自己点検を行う。				

自己点検（例）

年月日	2025/8/13			
確認者	山田			
改善点	異物混入の事例があったので、衛生管理マニュアルを見直した。			



図1 農場ルールとその自己点検
出典：国際水準GAPガイドライン
（指導マニュアル）

必要な書類（参考様式）

- ・農場ルール（様式4）

基準

登録品種の種苗の適切な使用など知的財産の保護・活用

確認事項

- (1) 登録品種など他者の知的財産を侵害していないこと
- (2) (育成品種，開発技術等がある場合) 育成した品種，開発した技術，ブランド名等は必要に応じて知的財産権を取得して保護し，活用していること

取組事項

- (1) 種苗法などを遵守し，他者の知的財産権を侵害しない。
- (2) 必要に応じて，知的財産権を取得する法的手続きや技術の文書化等を行う。

<解説>

農業には，多くの知的財産があります。新たに開発した技術，工夫した器具，商品の名称，農場のロゴマーク，ブランド，改良した品種等は，知的財産です。特定の産地では，地理的表示保護制度（いわゆるGI 制度）もあります。他者のこうした知的財産を侵害すると，法令違反等になり，他者にも自身にも大きな損害が発生します。

※品種登録情報：農林水産省品種登録ホームページ

※特許・実用新案，意匠，商標情報：特許情報プラットフォーム

基準

農場経営の方針に基づいた生産計画を策定し，実施した農作業を記録するとともに，実績を計画に対して評価し，必要に応じて次の計画に反映

確認事項

- (1) 生産計画表を作成し，実施した作業を記録するとともに，計画と実績を比較して，必要に応じて次の計画に反映していること

取組事項

- (1) 生産計画表を作成し，実施した作業を記録する。計画と実績を比較し，次の計画に反映する。

<解説>

農場を安定的に運営するためには，事前に適切な生産計画を立てることが重要です。実施した記録を作業し，計画と実績を比較することで，改善点を見出し，次の生産計画の基礎資料として活用します。

必要な書類（参考様式）

- ・生産計画表（様式5）
（栽培基準表がある場合は，そちらを使用してもよい。）
- ・生産履歴台帳（様式6）

基準

農場の管理を実証するために必要な記録の内容とその保管期間を特定し，記録を作成・保存

確認事項

- (1) 農場の管理に関する記録について，それぞれの保管期間を定めて，保存していること

取組事項

- (1) 保管一覧表を作成し，保管場所，保管期間等を明記し，必要時に閲覧できる状態にする。

<解説>

農場での活動や作業，使用した資材等の記録は，自らの行動の確認，管理方法の見直し等に活用する他，取引先等他者に提示するためにも活用できます。取引先によっては定期的に記録の提出を求めてくる場合があります。さらにクレームが発生した場合には，原因究明のために記録を確認し，報告する必要があります。

このような事態に対応するために記録を作成し，一定の期間，保管します。また，必要な情報をとりだせるよう，記録を整理しておきます。

関係法令や認証制度実施要領等に基づいて保管期間を設定します。

必要な書類（参考様式）

- ・帳票保管一覧表（様式7）

基準

農場の基本情報及びコーデックス規格のHACCPの考え方に沿って、食品安全（品質を含む）に関する危害要因について危害要因分析を実施し、食品安全上のリスクが高いと判断した危害要因について、危害要因による汚染を防止・低減する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施

確認事項

- (1) 食品安全に関する危害要因を分析し、リスク評価表を作成すること。また、リスク評価を行い、その結果について検証するとともに対策を実施すること

取組事項

- (1) 食品安全に関するリスク評価を年1回以上実施し、その結果を検証し、対策を行う。

<解説>

農産物に関連する危害要因には、生物的（病原性微生物やノロウイルス等）、化学的（かび毒、重金属、残留農薬等）及び物理的（硬質異物等）なものがあります。間接的に農産物を汚染する可能性があるものを含めて危害要因を抽出する必要があります。危害要因による汚染の防止・低減の対策を行います。



図1 農産物汚染の対策

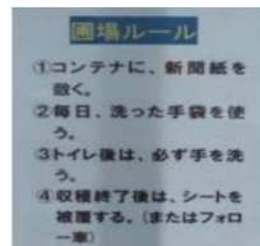


図2 ルールの設定

収穫した農産物の汚染が発生しないようトラック、コンテナ等の洗浄といった対策を講じます。

出典：国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）

必要な書類（参考様式）

・リスク評価表【食品安全】（様式8）

基準

農場の基本情報に基づき、労働安全に関する危害要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項についてリスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施

確認事項

- (1) 労働安全に関する危害要因を分析し、リスク評価表を作成すること。また、リスク評価を行い、その結果について検証するとともに対策を実施すること

取組事項

- (1) 労働安全に関するリスク評価を年1回以上実施し、その結果を検証し、対策を行う。

<解説>

農作業事故の発生を防ぐためには、営農上に潜む危害要因（危険な場所・作業・もの・状態）や危険の程度を把握し、それを踏まえた改善が必要です。日頃から作業手順、作業環境等についてチェックを行い、作業方法の見直しや危険箇所の明示又は改善を行っていく必要があります。



図1 危険な作業の例



図2 電気柵の注意喚起

作業ごとに、どのような事故が、どの程度の頻度で発生するか検討し、事故を起こさないための作業手順のルール化、事故が起こっても被害を軽くするための装備等を整えます。

出典：国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）

必要な書類（参考様式）

- ・リスク評価表【労働安全】（様式9）

基準

農場の基本情報に基づき、環境に負荷を与える要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項について、リスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施

確認事項

- (1) 環境に負荷を与える要因を分析し、リスク評価表を作成すること。また、リスク評価を行い、その結果について検証するとともに対策を実施すること

取組事項

- (1) 環境負荷に関するリスク評価を年1回以上実施し、その結果を検証し、対策を行う。

<解説>

農場の基本情報を確認し、周辺の環境や使用する資源（土、水、資材、機械、設備、エネルギー等営農に利用可能なもの）を把握します。リスク評価に基づき、環境に負荷を与える要因を除去または低減する対策を実施します。

<主な作業>

施肥

防除

農業機械・加温設備等



- ・過剰な施肥による水質汚濁・富栄養化
- ・不適切な農薬使用による水質への影響のおそれ
- ・化石燃料の使用による温室効果ガスの発生

必要な書類（参考様式）

- ・リスク評価表【環境負荷】（様式10）

基準

出荷する商品の表示の管理及び収穫記録と結びついた農産物の出荷記録，それ以外の農場の管理等に関する記録の作成・保存

確認事項

- (1) 出荷する農産物には，食品表示法等関係法令に基づいた適正な表示を行うこと
- (2) 出荷に関する記録を行うこと，また，その記録を保存すること
- (3) 出荷に関する記録は，収穫に関する記録との関連性を明確にすること

取組事項

- (1) 出荷する農産物には，食品表示法に基づき，適正に名称及び原産地を表示する。米の場合は，米トレーサビリティ法に基づき，適正な表示をする。
- (2) 出荷先，品名，収穫日，収穫数量，出荷日，出荷量等の記録を作成し，保存する。
- (3) 出荷に関する記録は，収穫に関する記録との関連性が分かるように記録する。

<解説>

農産物と出荷，出荷と収穫，収穫と栽培の記録を日付やほ場名，品種名等で紐づけ，付帯する衛生管理の記録とも関連付けることができるようにすることで，出荷した農産物の詳細な履歴をたどることができます。

クレームが発生した場合，再発防止のための原因の追及と被害を最小限に食い止めるために出荷した農産物の回収が必要になります。記録を紐付けることで，トレーサビリティが確保できます。クレーム対応や商品回収の範囲を決めるために，出荷，収穫の記録について経営方針に従ってロットの考え方を決めます。



図1 出荷記録と現物の照合

出荷記録と現物を照合し，送り先，品物，数量，等階級，日付等に間違いがないか，購買品，外部委託品の識別ができるか，出荷記録と現物への表示を行います。

出典：国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）

必要な書類（参考様式）

- ・収穫及び出荷に関する記録（様式11）または生産履歴台帳（様式6）

基準

「かごしまの農林水産物認証マーク」を使用する場合は、使用基準に沿っていること

確認事項

- (1) 「かごしまの農林水産物認証マーク」を使用する場合は、使用基準に沿っていること

取組事項

- (1) 情報管理責任者は、使用基準に沿って、マーク使用の管理を行う。

<解説>

「かごしまの農林水産物認証マーク使用基準」に沿って使用します。また、化学合成された農薬や肥料の使用を低減した栽培への取組について併せて認証を取得した場合（野菜，果樹，米，茶）は、区分に沿ったマークを使用します。

マークのデータ入手方法については、最寄りの地域振興局・支庁までご連絡ください。



(例) 特別栽培農産物

県認証マークを表示するとともに農林水産省「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に沿って一括表示します。



農林水産省新ガイドラインによる表示
特別栽培農産物 節減対象農薬：当地比○割減

節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数

13

認証の区分毎の番号
青果物－13，穀物－13，茶－13

分野
農場経営管理

基準

認証された生産物と他の生産物が混入することがないようにライン又はロットを区別していること

確認事項

- (1) 生産物の置き場を区別したり，集荷時間を変えるなどしていること
- (2) (米の場合) 乾燥調整段階で認証を受けた米に他の米が混入しないように対策を講じること

取組事項

- (1) 生産物の置き場を区別したり，集荷時間を変えるなど，認証された生産物と他の生産物が混同することがないようにする。
- (2) (米の場合) 乾燥調整段階で認証を受けた米に他の米が混入しないように対策を講じる。

必要な書類（参考様式）

- ・生産履歴台帳（様式6）
- ・生産工程チェックリスト（様式12）

14

認証の区分毎の番号
穀物－14

分野
農場経営管理

基準

農産物検査法に基づく検査を受検すること

確認事項

- (1) (米の場合) 農産物検査法に基づく検査を受検すること

取組事項

- (1) (米の場合) 農産物検査法に基づく検査を受検する。

必要な書類（参考様式）

- ・検査結果

基準

異種穀粒・異物混入を防止する対策を実施

確認事項

- (1) 出荷物へ異物の混入を防ぐ対策をとること
- (2) (品種を特定して販売する場合) 出荷物へ異品種の混入を防ぐ対策をとること

取組事項

- (1) 収穫や乾燥調製に用いる機械は、使用前・使用後に清掃し、内部の残留物や汚れを取り除く。
- (2) 品種を特定して販売等する場合は、異品種の混入を防ぐ対策を実施する。

<具体的な取組例>

- ・ 品種毎に刈取日を指定する。
- ・ 品種毎に乾燥・調製、粳すりの作業日を分ける。
- ・ 品種の切り替え時にコンバインや乾燥機の清掃を徹底する等の取組を行う。

使用しない場合には開口部を塞ぎます



図1 異種・異物混入の対策



図2 共用設備・器具の清掃

出典：国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）

必要な書類（参考様式）

- ・ 収穫及び出荷に関する記録（様式11）または生産履歴台帳（様式6）
- ・ 生産工程チェックリスト（様式12）
- ・ 施設・設備の衛生管理マニュアル（様式13）

基準

用途限定米穀，食用不適米穀の適切な保管・販売・処分

確認事項

- (1) (用途限定米穀，食用不適米穀がある場合) 用途限定米穀，食用不適米穀の適切な保管を行うこと
- (2) (用途限定米穀，食用不適米穀がある場合) 用途限定米穀，食用不適米穀の適切な販売・処分を行うこと

取組事項

- (1) 一般の米穀と区別して保管する。包装または容器に，その用途を示す表示をつける。
- (2) 取引先に正確に用途を通知し，転用できないように措置するか，廃棄等を行う。

<解説>

①適切な保管について実施すべき事項は，以下の2点です。

- ・ 区分保管
- ・ 票せんによる用途の掲示

②適切な販売・処分について実施すべき事項は，以下の2点です。

- ・ 販売・譲渡した時の転用防止対策の実施
- ・ 廃棄又は食用に供しない物資の加工・製造用途への使用（食用不適米穀）

法令等を守り，用途が限定される，食用に適さない米穀は，他と混ざらないように管理し，正確に用途を取引先に通知し，転用できないように措置するか，廃棄等を行います。

出典：国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）

※関連法令：「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」及び同法に基づく省令

必要な書類（参考様式）

- ・ 収穫及び出荷に関する記録（様式11）または生産履歴台帳（様式6）
- ・ 取引先への通知の写し添付

基準

異品種・異物混入を防止する対策の実施

確認事項

- (1) 異物混入を防止する対策を実施すること
- (2) (取引先からの要望で品種限定で荒茶を製造する場合) 異品種混入を防止する対策を実施すること

取組事項

- (1) どの工程で、どのような異物が混入する可能性があるかを検証・確認し、防止対策を行う。
- (2) 品種限定で荒茶を製造する場合は、異品種混入を防止するための対策を実施する。

＜具体的な取組例＞

- 品種毎に摘採日を分ける。
- 荒茶加工日を分ける。
- 品種が切り替わる都度に清掃する。



品種を分けて製造する場合には、品種、ほ場ごとに摘採のスケジュールを管理し、作業者に周知、適切に記録します。

図1 品種ごとの摘採記録

出典：国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）

必要な書類（参考様式）

- 生産工程チェックリスト（様式12）
- 施設・設備の衛生管理マニュアル（様式13）
- 施設・設備衛生管理記録様式（様式13-1）
- 作業者の衛生管理マニュアル（様式14）
- 作業者の衛生管理記録簿（様式14-1）

基準

工程管理の信頼性を確保するための農場のルールに基づく管理を遵守することについての外部委託先との合意

確認事項

- (1) (外部委託がある場合) 工程管理の信頼性を確保するための農場のルールに基づく管理を遵守することについて、外部委託先と合意すること

取組事項

- (1) 外部委託先がある場合、委託する工程を明示し、衛生管理（食品安全の確保）の手順の遵守について合意を得る。
- (2) 審査・認証機関からの要請があった場合、審査を受ける。

<解説>

農場でGAPの取組を行っていても、外部委託した工程の衛生管理が不十分では、食品安全を確保することはできません。どの工程を委託するのか、どのような対応（ルール）を行うのか、ルールに違反した場合の措置、定期的な点検の受け入れなどの取り決め等について外部委託先と合意します。

また、審査・認証機関からの要請があった場合、外部委託先を審査する必要があることについて、事前に伝達しておきます。

必要な書類（参考様式）

- ・外部委託に関わる合意書（様式15）

基準

自家仕上げ茶管理については(1)、(2)について対策を講じていること

確認事項

- (1) 仕上げ茶加工の際、異物混入等を防ぐ対策を講じていること
- (2) 仕上げ茶は商品としての価値を保つために、品質保持に必要な対策を講じていること

取組事項

- (1) 異物混入等を防ぐための対策を講じる。
- (2) 商品としての価値を保つため、保管・貯蔵など品質保持対策を講じる。

＜具体的な取組例＞

- ・自工場の荒茶のみを使用し、それ以外の認証されていない茶（荒茶、仕上げ茶）の混入がないように対策を行う。
- ・袋詰めにあたっては、磁石の設置や目視等により、異物混入がないことを確実に確認する。
- ・袋詰めされた仕上げ茶は茶袋内の酸化防止対策等を施す。
- ・袋詰めされた仕上げ茶は賞味期限を設定する。

必要な書類（参考様式）

- ・生産工程チェックリスト（様式12）
- ・施設・設備の衛生管理マニュアル（様式13）

基準

食品安全を確保するための資材等の供給者及び検査機関を含むサービス提供者の評価及び選定に係る方法を定めて実施

確認事項

- (1) 資材等の供給者及び検査機関を含むサービス提供者は信頼できる業者に依頼すること

取組事項

- (1) 資材やエネルギー等の取引先は、行政からの情報や同業者等からの情報などを参考に確認し、信頼できる業者を選定する。

<解説>

1 外部の検査分析機関

信頼できる外部分析機関等を活用して、農産物の残留農薬や放射性物質、病原性微生物、重金属等の検査、土壌や水質の分析等を行って、工程管理が必要かどうか、ルールの内容や効果が十分か、法令で定められた基準や仕様書等に適合しているかどうか、科学的な根拠に基づいて検証することが必要です。

外部の検査分析機関については、信頼できる検査機関として厚生労働省の登録検査機関や試験所認定の国際規格であるISO/IEC 17025 の認定機関を活用します。

2 資材等の購入先やエネルギー等の供給事業者、取引先

資材やエネルギーの取引先に関しては、安全性の担保や安定供給できる事業者かどうか、関係法令等に基づいて登録されている事業者かどうか、信頼性を評価します。行政からの情報、周辺農業者、同業者からの評価等を参考に、信頼できる業者を選定し、選定した業者に、問題が発生していないか継続的に情報を収集、評価します。

基準

クレーム及び農場のルール違反への対応手順を定め、実施し、記録を作成・保存

確認事項

(1) クレーム及びルール違反对応マニュアルの作成し、記録を保存すること

取組事項

(1) クレーム・ルール違反对応マニュアルを作成し、対応等を記録・保存する。

<具体的な取組例>

1 クレーム対応の手順（例）

- ① クレームや商品に関する異常の発生時に、誰に連絡するか決めておく
- ② 状況及び影響の把握（商品回収の必要性の判断を含む）
- ③ 応急対応（影響がある出荷先及び関係機関への連絡・相談・公表，商品回収，不適合品の処置等を含む）
- ④ 原因追及
- ⑤ 再発防止策の検討
- ⑥ 取られた再発防止策の効果に対する検証
- ⑦ 商品回収等のテスト

2 農場のルール違反が発覚した場合の手順（例）

- ① 状況及び影響の把握
- ② 応急対応（影響がある出荷先及び関係機関への連絡・相談・公表等を含む）
- ③ 原因追及
- ④ 是正処置

必要な書類（参考様式）

- ・クレーム・ルール違反对応マニュアル（様式16）
- ・クレーム・ルール違反对応記録簿（様式17）

基準

事故や災害等に備えた農業生産の維持・継続のための対策の実施

確認事項

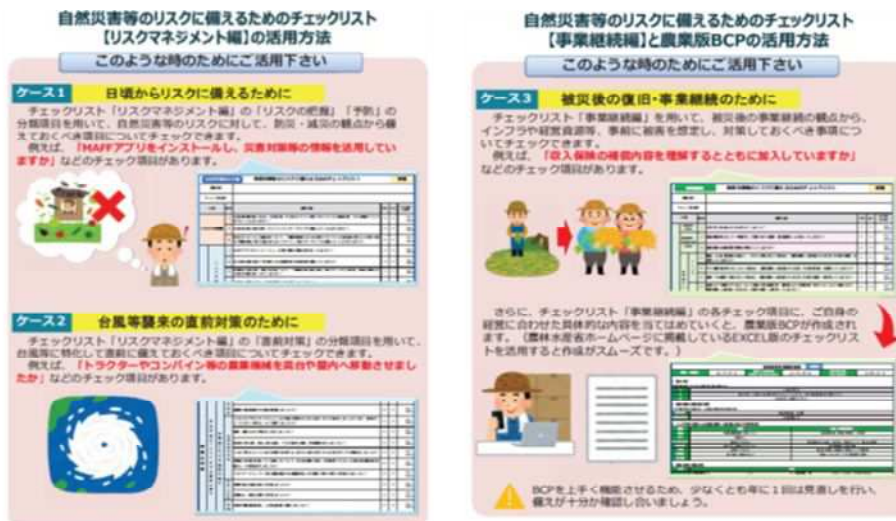
(1) 事故や災害等に備えた対策を検討していること

取組事項

(1) 事故や自然災害に備えた緊急事態発生時の連絡体系を整備し、家族内（従業員）で情報共有する。

<推奨事項>

- ・収入保険、農業共済に加入する。
- ・民間の保険などへの加入を検討する。
- ・農業版BCP（事業継続計画）を策定する。



出典：農林水産省「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP」

必要な書類（参考様式）

- ・事故・災害発生時の対応（様式18）

基準

雇用・労働環境における人権侵害防止について、管理方法を定めて実施

確認事項

- (1) (雇用している場合) 雇用・労働環境における人権侵害防止について、管理方法を定めて実施していること

取組事項

- (1) 人権侵害防止について管理方法を定めて実施する。

<具体的な取組例>

- ・労働条件を提示し、遵守する。
- ・繁忙期の就業時間や休日、連続勤務等の特別な条件がある場合には、労働者との間でしっかりと話し合って合意する。
- ・作業者を差別しない。
- ・外国人労働者の場合は、労働者が理解できる言語で労働条件を文書化して示す。

<関連法令等>

- ・労働基準法
- ・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律
- ・職業安定法
- ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

基準

技能実習生など、外国人雇用がある場合、適切な対応を行うための環境整備等を実施

確認事項

- (1) (技能実習生など外国人雇用がある場合) 適切な対応を行うための環境整備等を実施していること

取組事項

- (1) 適切な対応を行うための環境整備等を実施する。

<具体的な取組例>

- 外国人雇用の際に適切な手続きを行う。
- 労働関係法に基づいた雇用管理を実施する。
- 住み込みで働く作業者がいる場合、快適な住環境を提供する。

<解説>

労働基準法や最低賃金法などの労働関係法令の規定は、外国人も日本人と同様に適用されます。農場経営者は、外国人労働者にも日本人労働者に対するものと同等の労務管理が義務付けられていることに留意してください。労働基準法第三条により外国人であることを理由に労働条件について日本人労働者と異なる不当な差別を設けることは禁止されており、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」にも同様の内容が盛り込まれています。

出典：国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）

基準

家族間の十分な話し合いに基づく家族経営の実施

確認事項

(1) (家族経営の場合) 家族間の十分な話し合いに基づく家族経営を行うこと

取組事項

(1) 家族間で話し合いを行い、役割分担等について取り決めるを行う。

＜推奨事項＞

- ・家族経営協定の締結

川村家の約束事～家族経営協定書～

【スローガン】 田茂木野ならではの特性を活かした農業へのチャレンジと、家族が協力しあってゆとりと楽しみのある農業を目指す

第1条【我が家の営農・生活目標】

(1) 我が家の農業経営の発展のため、各自はそれぞれの能力を発揮し、お互いの責任と協力で健康でゆとりある明るい暮らしを実現することを目的とする。

(2) 担当部門と主な内容は次のとおりとし、家事についてできる限り協力しあう。

	部門	主な内容
経営主	果樹・野菜	果樹・野菜の栽培管理、経営全般総括、簿記記帳、税申告、家事協力
経営主の妻	りんご・野菜、観光農園	りんご・野菜の栽培管理、販売、雇用管理、体験受入、家計管理、高齢者の送迎、食事の支度、育児、家事全般
後継者	花卉・りんご・野菜	花卉・りんご・野菜の栽培管理、販売、育児
後継者の妻	観光農園・花卉	体験カフェ運営、体験受入、加工、販売、花卉の販売管理、食事の支度、育児

(3) 家族はお互いにプライバシーを尊重しあう。

(4) 定期健康診断を受けるなど健康管理に気を配る。

払うものとする。

経営主の妻 年間〇〇円
後継者 年間〇〇円
後継者の妻 年間〇〇円

(2) 収益が予想を上回った場合や著しく低下した場合は、家族間で協議し、その額を変更することができる。

(3) このほか、ボーナス等は半年毎に収益により家族が相談して決める。

第5条【家計費に関する事】

家計費は経営主が負担し、家計管理は経営主の妻が行い、その収支について家族に報告する。

第6条【研修と福利厚生】

(1) 各人の能力向上のため、各種研修会等へはできるだけ参加するものとする。

(2) 家族のリフレッシュのため、年1回は家族旅行を行う。

第7条【経営・家計移譲等に関する事】

(1) 経営・家計移譲については、後継者夫婦の意向を踏まえながら、今後、経営主夫婦が検討して決める。

(2) 夫婦の老後や介護等の生活設計については、今後、話し合いを深め、準備するものとする。

第8条【その他】

この協定書に規定されている以外の事項が生じた場合は、

図1 家族経営協定書の例（親・後継者間）

出典：日本農業法人協会「さあはじめよう！\イキイキ家族の／「家族経営協定」スタートブック」

必要な書類（参考様式）

- ・家族の話し合い記録（様式19）

基準

労働条件を遵守し、労使間における労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を実施

確認事項

- (1) (雇用している場合) 労働条件を遵守し、その記録を残していること。労使間で年1回以上、労働条件、労働環境、労働安全等について意見交換を実施し、その記録を残していること

取組事項

- (1) 労働者名簿、賃金台帳、出勤簿を適切に整備する。守秘義務を遵守した個人情報の管理を行う。労働者が意見を伝えやすい環境を整えて意見交換を行い、その記録を残す。

帳簿の名称	記載項目	保存期間・起算日	様式
労働者名簿 (第107条)	①労働者氏名、②生年月日、履歴、④性別、⑤住所、⑥従事する業務の種類、⑧雇用年月日、⑨退職や死亡年月日、その理由や原因	5年 労働者の死亡・退職・解雇の日	様式19号(記載内容に漏れない場合は、様式第19号以外でも可)※厚生労働省のHP等からもダウンロード出来ます。
賃金台帳 (第108条)	①労働者氏名、②性別、③賃金の計算期間、④労働日数、⑤労働時間数、⑥時間外労働時間数、⑦深夜労働時間数、⑧休日労働時間数、⑨基本給や手当等の種類と額、⑩控除項目と額	5年 労働者の最後の賃金について記入した日又は当該記録に係る賃金の支払日のいずれか遅い日	様式20号(常用)、様式21号(日雇) (記録内容に漏れない場合は、様式第20号・21号以外でも可)※厚生労働省のHP等からもダウンロード出来ます。
出勤簿等 (第108条関係)	①出勤簿やタイムカード等の記録、②使用者が自ら始業・終業時刻を記録した書類、③残業命令書及びその報告書、④労働者が記録した労働時間報告書等	5年 労働者の最後の出勤日又は当該記録に係る賃金の支払日のいずれか遅い日	任意

図1 法定3帳簿(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿)

出典：国際水準GAPガイドライン(指導マニュアル)

必要な書類(参考様式)

- 労働者との意見交換の記録(様式20)

基準

作業者が必要な力量を身に付けるため、教育訓練を実施

確認事項

(1) 作業者が必要な力量を身に付けるための、教育訓練を実施していること

取組事項

(1) 各工程毎の責任者は、担当範囲のルールについて、作業者に教育訓練を実施し、記録する。

<具体的な取組例>

- ・食品安全を理解した者により、作業者に衛生管理の教育を実施する。
- ・機械操作に熟練し、安全な操作を理解した者による作業者への訓練を実施する。
- ・日本語をよく理解できない外国人雇用者に対しては、写真やイラスト、母国語への翻訳などにより、理解できる方法で教える。

教育訓練記録

実施日	
参加者	
講師名	
意見交換の内容	
使用した資料名	

※使用した研修資料は保管すること

必要な書類（参考様式）

- ・教育訓練記録（様式21）

基準

業務が原因で負傷、もしくは疾病にかかった農作業従事者を保護するための労災保険の成立手続の実施

確認事項

(1) 必要に応じて労災保険に加入すること

取組事項

(1) (法人または常時雇用5人以上の場合は義務) 法人経営の場合、従業員が1人でもいる場合は、必ず労災保険に加入する。法人経営でなくても、常時雇用している従業員が5人以上の場合は、必ず労災保険に加入する。

＜推奨事項＞

- ・従業員が5人未満であっても必要に応じて労災保険に加入する。
- ・農業者についても、労災保険の特別加入を検討する。



図1 農業者の労災保険特別加入

出典：農林水産省・厚生労働省「必見! 農業者の皆さん労災保険の特別加入をご存じですか!!」

必要な書類（参考様式）

- ・農作業安全対策に向けたチェックシート（様式22）

基準

施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレーターとの責任分担の明確化

確認事項

- (1) (乾燥調製貯蔵施設等がある場合) 施設の管理運営体制を整備し、施設運営上の責任の所在を明らかにすること

取組事項

- (1) 施設の管理運営体制を整備し、施設の運営上、必要な判断を行う責任者を明確にする。

<具体的な取組例>

- ・施設の管理者は、施設の操作や異常事態に備えた十分な知識や判断力を身につける。
- ・施設の管理者は、研修の実施等によって、オペレーターの資質向上に努める。
- ・施設の規模に応じて主任者を配置する必要がある場合は、講習等受けて、主任者の配置を行う。

<解説>

カントリーエレベーター等の大規模乾燥調製貯蔵施設では、少しの作業ミスにより大量の農産物の汚染や品質劣化につながる事故が発生するおそれがあります。そのため、施設の管理者には、乾燥理論に基づく豊富な知識と適切な判断が求められ、オペレーターには管理者からの指示に基づく確実な操作が求められます。

必要な技能を取得するための講習として、「共乾施設運転主任者講習会」等が開催されています。この講習会は、共同乾燥施設（ライスセンターやカントリーエレベーター）の運転に必要な国家資格(乾燥設備作業主任者)の取得と、基礎知識を習得するための講習会であり、管理責任者として十分な知識を取得することができます。施設、付属設備の構造や取扱い、点検方法と異常時の緊急対応、処置等、大規模乾燥調製施設を運営するために必要な知識を身に付けた人員を配置しましょう。

カントリーエレベーターのような大規模ではない乾燥調製貯蔵施設でも、使用する燃料の量によって、「乾燥設備作業主任者」を配置しなければならない場合がありますので、都道府県の「労働基準協会連合会」等に確認しましょう。

出典：国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）

必要な書類（参考様式）

- ・乾燥調整貯蔵施設の管理体制（様式23）

基準

適切に実施しなければ危険を伴う機械作業, 高所作業又は農薬散布作業等従事者に対し, 必要な能力及び資格を得るための訓練を実施

確認事項

- (1) 資格が必要な作業は有資格者に限定し, 無資格者の資格取得を積極的に推進すること

取組事項

- (1) 危険な作業を行う作業者の特定をする。作業者は十分に訓練された熟練者に限定し, 資格が必要な作業は有資格者に限定して作業を行う。また, 無資格者の資格取得を積極的に推進する。

<解説>

不十分な技量の作業者による事故のリスクが高いものは, 免許や講習が義務付けられています。無免許の作業者に操作させた場合は, 経営者の法律違反が問われることとなります。農場内の作業において, 公的な資格の取得や講習の受講が必要なものを知らべ, 作業者を有資格者に限定し, 資格取得を推進します。

労働安全衛生法上必要な資格・教育等の例示

業務・作業・使用する機械		必要な資格・講習
ショベルローダの 運転・操作	機械質量3 t 以上	車両系建設機械技能講習
	機械質量3 t 未満	小型車両系建設機械特別教育
フォークリフトの 運転・操作	最大荷重1トン以上	フォークリフト運転技能講習
	最大荷重1トン未満	フォークリフト運転特別教育
移動式クレーンの 運転・操作	吊上荷重5トン以上	移動式クレーン運転免許
	吊上荷重1トン以上5トン未満	小型移動式クレーン運転技能講習
	吊上荷重1トン未満	小型移動式クレーン特別教育
はい作業 高さ2m以上の「はい(倉庫, 上 屋または土場に積み重ねられた 荷)」の「はい付け」または「く ずし」の作業	フォークリフト, ショベルロー ダ, フォークローダー, クレーン など	はい作業主任者技能講習
玉掛けの業務	吊上荷重1トン以上のクレーンなど	玉掛け技能講習
	吊上荷重1トン未満のクレーンなど	玉掛け特別教育

必要な書類

- 資格が必要な作業及び免許取得者(様式24)

31

認証の区分毎の番号
青果物-25, 穀物-29, 茶-27

分野
労働安全

基準

安全に作業を行うための服装や保護具の着用・管理の実施

確認事項

(1) 安全に作業を行うための服装や保護具の着用し、適切に管理を行うこと

取組事項

(1) 安全に作業を行うための服装や保護具を着用し、適切に管理を行う。

<具体的な取組例>

- ・機械の使用に際しては、回転部に頭髮や衣類等が巻き込まれないように、髪の毛をまとめる、帽子をかぶる、袖口をしめるなど、髪型、服装にも注意する。

必要な書類（参考様式）

- ・農作業安全対策に向けたチェックシート（様式22）

32

認証の区分毎の番号
茶-28

分野
労働安全

基準

茶園の枕地を確保していること

確認事項

(1) 機械が安全に旋回できるように、茶園の枕地を確保すること

取組事項

(1) 機械が安全に旋回できるように、茶園の枕地を3m以上確保する。

・事故・災害発生時の対応（様式18）

基準

農産物の汚染や事故を防止するため、食品安全・衛生管理、労働安全、環境への配慮に関する入場時のルールを定めて、農場入場者（訪問者を含む）に対して遵守するよう周知

確認事項

- (1) 農場への入場時のルールを定めて、農場入場者に対して周知していること

取組事項

- (1) 農場入場時の服装、手洗い・トイレの利用、場内での飲食・喫煙禁止等のルールを作成し、遵守するよう情報を共有する。

<解説>

作業者が農場のルールを守っていても、農場にやってきた納品業者、機械整備等の事業者、見学者などの訪問者が、ルールに従わずに農場に立ち入ると、汚染や事故が発生する可能性があります。そこで、下記の取組について、農場内のルールを決め、作業者・入場者へ周知し、遵守させます。周知の方法としては入口への掲示や入場時の口頭注意などがあります。

- ① 作業着、帽子、マスク、靴、手袋等の装着品、身の回り品の取扱い
- ② 手洗いの手順（手洗いの訓練と頻度を含む）、消毒、爪の手入れ
- ③ 喫煙、飲食、痰や唾の処理及び咳やくしゃみ等の個人の行動
- ④ トイレの利用
- ⑤ 農産物や農産物が触れる器具、容器等への接触

また、訪問者自らの安全や、農場内の作業員の安全、農産物の安全のためにも、立入禁止箇所、機械・器具や資材に触れない、農場関係者の指示に従うこと等を明確にし、禁止行為を訪問者にも徹底します。

来場される方へ

- ① 農場内にはいる場合は、関係者の許可をお取りください。
- ② 立入禁止区域へは立ち入らないでください。
- ③ 収穫・調整・出荷関係のものに手を触れないでください。
- ④ 農場内へのアクセサリ等の持ち込みは禁止です。
- ⑤ トイレ使用後は石鹸で手を洗ってください。
- ⑥ 農場内での飲食は、ご遠慮ください。
- ⑦ 農場内は禁煙です。



図1 入場時のルールの周知

図2 農場のルール提示

基準

ほ場や施設から通える場所での清潔な手洗い設備やトイレ設備の確保等による衛生管理を実施

確認事項

- (1) ほ場や施設から通える場所に清潔な手洗い設備やトイレ設備が確保されていること

取組事項

- (1) ほ場も含め作業する場所から短時間でいけるトイレの確保, または, 借りることのできる公共のトイレの場所を把握する。加えて, 石けん, ペーパータオル, 消毒用アルコール等の備品を準備する。



図1 手洗い設備の管理

出典：国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）



図2 手洗い方法の掲示

出典：農林水産省「生鮮野菜を衛生的に保つために
一栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」（第2版）
（令和3年7月最終改訂）」

必要な書類（参考様式）

- ・ほ場・施設台帳（様式1）
- ・施設・設備の衛生管理マニュアル（様式13）

基準

ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等），廃棄物，資材等からの危害要因による土壌の汚染及び土壌中の危害要因に由来する農産物の汚染の可能性に関する評価の実施，評価結果に基づく対策の実施

確認事項

- (1) 土壌汚染に関する危害要因を分析し，リスク評価表を作成すること。また，リスク評価を行い，その結果について検証するとともに対策を実施すること

取組事項

- (1) 土壌汚染に関するリスク評価を年1回以上実施し，その結果を検証し，対策を行う。

＜具体的な取組例＞

- ・周辺環境を確認し，汚染源となる施設等を把握する。
- ・前作に使用した農薬，廃棄物，資材等による土壌汚染の可能性も考慮した作付け計画を立てる。



図1 工場排水等に注意
（提供：富山県）



図2 堆肥の廃汁流出
（提供：富山県）



図3 農業用資材の放置
（提供：富山県）

出典：国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）

必要な書類（参考様式）

- ・リスク評価表【土壌汚染】（様式25）

基準

生産する農産物のカドミウム濃度が基準値を超える可能性のある地域では、その基準値を遵守できるよう、生産される農産物のカドミウム濃度に応じた低減対策の実施。それ以外の地域においても、食品安全上のリスクをできるだけ減らすため低減対策を実施

確認事項

- (1) 過去の米穀や生産環境におけるカドミウムの情報を踏まえ、必要に応じて低減対策を実施すること

取組事項

- (1) ほ場周辺で、有害物質を排出するような事業所がないことを確認する。過去に有害物質の埋設等がないか、農地の来歴を確認する。基準値を超える可能性がある場合は、灌水管理を中心とする吸収抑制対策やカドミウム低吸収性イネを利用する。

<解説>

カドミウム濃度が高い米が生産される可能性がある地域にある場合は、農林水産省が策定した「コメ中のカドミウム及びヒ素低減のための実施指針」（令和6年6月）等を参考に、低減対策を行います。

<具体的な取組例>

- ・カドミウム低吸収性イネの利用
- ・灌水管理を中心とする吸収抑制対策
- ・客土
- ・必要に応じて、出荷前検査を実施

基準

堆肥等の有機物等の活用等による土づくり等を通じた適正な土壌管理の実施

確認事項

- (1) (養液栽培, スプラウト類, きのこと類は省く) 有機物の活用など積極的な土づくり等を通じた適正な土壌管理を行っていること

取組事項

- (1) 堆肥や緑肥などの有機物を施用することで土づくりを行う。目的に応じた適切な土壌改良資材を施用する。

<解説>

地力の増進は、地球温暖化の進行等が顕在化する中、気候変動の影響を受けにくい安定的な農業生産基盤の確保の観点からも重要です。特に土壌中の有機物は、土壌の物理的、化学的及び生物的性質を良好に保ち、可給態窒素等の養分を作物等に持続的に供給するために重要な役割を果たします。適切な土壌管理には、現状を把握することが欠かせません。土壌診断や作物診断等を実施し、作物特性やデータに基づいた適正な施肥に努めましょう。



図1 堆肥散布
(提供：富山県)



図2 緑肥すき込み（ヘアリーベッチ）
(提供：富山県)

出典：国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）

必要な書類（参考様式）

- ・生産履歴台帳（様式6）
- ・生産工程チェックリスト（様式12）

基準

土壌の侵食を軽減する対策の実施

確認事項

- (1) (土壌の浸食を受けやすいほ場の場合) 侵食を軽減する取組を実施していること

取組事項

- (1) 必要に応じて、作物を栽培していない時期に被覆作物を栽培する。防風措置を施す。畦畔や土手が崩れないように、補修・維持・強化する。



畦畔を壊すと、土壌侵食がすすみ、表土が流亡します。流亡した土は、他への汚染源にもなり、崩れた畦畔は、労働安全上も危険です。

図1 表土の流出

出典：国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）

基準

使用する水の水源を確認し、水に含まれる危害要因による農産物の安全性に関する評価と、評価結果に基づく対策を実施

確認事項

- (1) 水源周辺に水を汚染する施設や物質がないかなど、使用する水の水源の安全性を確認し記録すること。
- (2) (洗浄施設がある場合) 収穫後に使用する水は、飲用に適する水を使用するか、水質検査で安全性を確認した水を使用すること

取組事項

- (1) 使用する水の水源を確認し生産履歴台帳に記録（水道水、畑かん用水、井戸水、川・池等）する。栽培期間中の水は、使用前に水の濁りや異臭がないことを確認する。
- (2) (洗浄施設がある場合) 収穫後に使用する水は、飲用に適する水を使用するか、水質検査で安全性を確認した水を使用する。



図1 汚染源の例（冠水の発生）
出典：国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）

必要な書類（参考様式）

- ・生産履歴台帳（様式6）
- ・生産工程チェックリスト（様式12）
- ・（洗浄施設がある場合）水質検査の結果

基準

養液栽培の場合、培養液の汚染の防止に必要な対策を実施

確認事項

(1) 培養液の汚染の防止に必要な対策を実施していること

取組事項

(1) 汚染防止のために必要な対策を実施する。

<具体的な取組例>

- ・水供給設備の保守管理，定期的に清掃をする。
- ・培養液を頻繁に取り替える。
- ・培養液を再利用する場合は，微生物，化学的汚染を低減するための処理をする。
- ・養液栽培用の資材や機器の衛生的な保管・取扱いを行う（肥料への異物混入防止措置，貯水タンクに蓋をする，作業者の手洗い等）。
- ・栽培終了後に洗浄，消毒を徹底する。
- ・水質検査による大腸菌不検出の確認を行う。

必要な書類（参考様式）

- ・生産工程チェックリスト（様式12）
- ・水質検査結果の確認

基準

養液栽培の場合、培地、栽培ベット等の汚染防止に必要な対策を実施

確認事項

(1) 培地、栽培ベット等の汚染の防止に必要な対策を実施していること

取組事項

(1) 汚染防止のために必要な対策を実施する。

<具体的な取組例>

- ・ 培地の保管場所は、小動物や昆虫の侵入を防止する処理を施す。
- ・ 有機質培地は、微生物汚染の可能性がある場合は、蒸気などで消毒する。
- ・ 栽培ベット、培養液タンク、給排水管などは少なくとも年1回洗浄を行う。
- ・ 繰り返し使用する育苗トレーや定植パネルは栽培終了後、水洗い等を行い使用する又は、清潔な場所に保管する。

必要な書類（参考様式）

- ・ 生産履歴台帳（様式6）
- ・ 生産工程チェックリスト（様式12）
- ・ 施設・設備の衛生管理マニュアル（様式13）

基準

生葉洗浄工程における、洗浄用器具、洗浄水による生葉の汚染防止を実施

確認事項

- (1) 生葉洗浄工程における、洗浄用器具、洗浄水による生葉の汚染防止を実施していること

取組事項

- (1) 汚染防止のために必要な対策を実施する。

＜具体的な取組例＞

- ・ 降灰があった場合は茶園で摘採前洗浄機やスプリンクラー等でできるだけ除灰してから摘採する。
- ・ 洗浄用器具を清掃し、定期的にメンテナンスする。
- ・ 洗浄機は、食品許可用の潤滑油を使用する。
- ・ 洗浄に使用する水は、衛生的な水を使用する。

必要な書類（参考様式）

- ・ 生産履歴台帳（様式6）
- ・ 生産工程チェックリスト（様式12）
- ・ 施設・設備の衛生管理マニュアル（様式13）

基準

ほ場及び農産物取扱施設で発生した排水（排水中の栄養成分を含む）やそれに含まれる植物残さ、廃棄物等の適切な管理

確認事項

- (1) 自らの農場からどのような排水がでているか確認し、残さや廃棄物が水源に流れ込まないように対策を実施すること
- (2) （養液栽培）培養液の排水は栄養分を極力少なくしてから排出するなど対策を実施すること

取組事項

- (1) 残さや廃棄物が水源に流れ込まないように対策を実施する。
- (2) 培養液の養分は極力植物に吸わせるなどの対応後に排水する。

<具体的な取組例>

- ・泥や農産物の残さは定期的に除去し、排水路が詰まったり、あふれ出したりしないように管理する。
- ・排水が水源に流れ込まないように排水枘、沈殿槽を設置する。
- ・機械洗浄等の排水に関しても、洗浄水が河川に流れ込まない場所に洗浄場所を変更するなど周囲を汚染するリスクがない場所を選ぶ。



図1 残さ除去の取組

農産物の残さが水路等を汚さないように、残さを取り除くための措置を講じます。



図2 洗浄水・排水の取扱い

機械洗浄等の排水に関しても、周囲を汚染するリスクがない場所を選びます。

出典：国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）

必要な書類（参考様式）

- ・施設・設備の衛生管理マニュアル（様式13）

基準

水田代かき後の濁水流出の防止対策を実施

確認事項

(1) 水田から濁った水が、ほ場外に流出していないこと

取組事項

(1) 水田から濁った水がほ場外に流出しないように対策を実施する。

<具体的な取組例>

- 代かきは浅水の状態で行う。
- あぜぬり、あぜシートを利用する。
- 止水板を利用する。



図1 作業者への注意喚起

出典：国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）

基準

農産物取扱施設・設備の保守管理、点検、整備、清掃等の適切な管理に加え、有害生物（昆虫、小動物、鳥類、かび等）の侵入・発生防止対策、異物、有毒植物等の混入防止対策を実施

確認事項

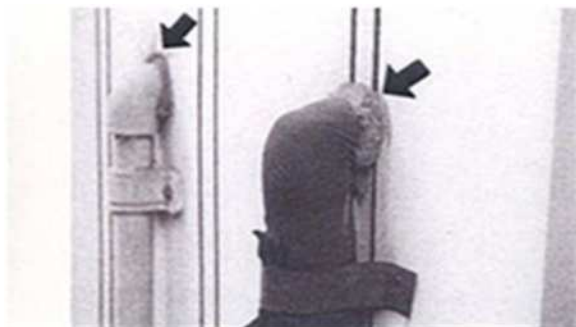
- (1) 農産物の取扱施設・設備の衛生管理を徹底し、有害生物等の侵入・発生防止対策を実施していること

取組事項

- (1) 発生しやすい有害生物を把握した上で、発生の未然防止に務めるとともに、万一、発生した場合は、発生源の特定、除去、侵入経路の閉鎖などの対策を講じる。

＜具体的な取組例＞

- ・どのような有害生物が侵入、発生しているか、発生源や侵入経路を調査し、発生源の除去、侵入路の閉鎖などの対策を講じる。
- ・有害生物の侵入や発生が確認された場合には、農産物の汚染を防止する方法で駆除する他、農産物に汚染が生じていないか確認する。
- ・有害生物の他に、農産物取扱施設・設備内において、小石、ガラス片、金属屑の異物や、有毒な雑草などの混入の可能性についても検討し、異物や雑草等の混入を防止する。



侵入路をパテで埋めたところ

図1 侵入防止対策例

出典：ねずみ駆除協議会資料

必要な書類（参考様式）

- ・施設・設備の衛生管理マニュアル（様式13）

基準

荒茶の製造エリアは土足禁止，入場口には土足禁止を啓発する表示物の表示

確認事項

- (1) 荒茶の製造エリアは土足禁止，入場口には土足禁止を啓発する表示物を表示すること

取組事項

- (1) 製造エリア，入場口に土足禁止の表示をする。また，施設に入る際の履き替えの場所を設ける，専用の履き物を用意する，靴カバーを常備するなどの対策を行う。

＜具体的な取組例＞

- ・荒茶製造エリアは異物や汚染源を持ち込まないため，土足での入場を禁止し，上履きを用意し履き替える。
- ・入場口に「土足厳禁」の表示を行う，朝礼等での指示をするなどしてルールを周知する。



図1 荒茶製造エリアへの土足禁止
出典：国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）

必要な書類（参考様式）

- ・施設・設備の衛生管理マニュアル（様式13）
- ・作業者の衛生管理マニュアル（様式14）

基準

喫煙・飲食場所の指定, 農場内の農産物に共通する工程の確認等により, 異物混入やアレルギーと農産物の交差汚染の防止対策を実施

確認事項

- (1) 喫煙・飲食は指定した場所で行うこと

取組事項

- (1) 喫煙や飲食は指定した場所で行う。
(2) 喫煙や飲食後は, 手洗い, 着替え, 衣服のローラーがけ, よくたたいて汚れを落とすなどの処理を必ず行い, 喫煙や飲食による農産物への異物混入や汚染防止対策をする。



図1 作業場所での禁止事項 (提供: 栃木県)
出典: 国際水準GAPガイドライン (指導マニュアル)

必要な書類 (参考様式)

- 作業者の衛生管理マニュアル (様式14)

基準

農産物を適切に保管、貯蔵し、調製・出荷作業場、保管・貯蔵施設など全ての農産物取扱施設における衛生管理を実施

確認事項

- (1) 農産物の調整・出荷・保管・貯蔵に関わる施設の衛生管理を徹底すること
- (2) 農産物に適した温湿度を保つなど適切な環境で保管、貯蔵していること

取組事項

- (1) 農産物が接触する可能性がある設備、器具の使用前後の清掃を行う。農産物の保管場所に、農産物を汚染する可能性がある資材（農薬、肥料等）、機械・器具（トラクター、農薬散布機器等）等を置かない。
- (2) 農産物に適した温度と湿度を保ち、天井・壁等に結露した水滴が農産物に付着しないようにする。



図1 収穫した農産物の保管（提供：埼玉県）

収穫した農産物は、遮熱シートで覆う、直射日光が当たらない場所に速やかに移すなどにより、高温とならないようにします。



図2 空調設備の管理（提供：埼玉県）

空調設備は結露しやすく、カビが繁殖します。定期的に点検、清掃し、汚染源にならないように管理します。

出典：国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）

必要な書類（参考様式）

- ・施設・設備の衛生管理マニュアル（様式13）

基準

器具，容器，設備，機械・装置及び運搬車両を把握し，安全装備等の確認，衛生管理，使用前点検，使用後の整備及び適切な管理を実施

確認事項

- (1) 農作業に使用する設備，機械・器具類は使用前後の点検及び定期的なメンテナンスを実施していること

取組事項

- (1) 使用している設備，機械等について，一覧表を作成し，使用前後に安全装置を含めて必ず点検を行う。
- (2) 衛生状態，安全装置，接合部の緩み，オイル漏れがないこと等を確認するなど，定期的なメンテナンスを行う。

<具体的な取組例>

- ・機械の掃除や修理を行う場合は，原則，機械を停止させる。
- ・機械・装置等の使用後は，適切に洗浄，拭き取り等して衛生的に管理する。

必要な書類（参考様式）

- ・設備・機械・運搬車両リスト（様式26）
- ・保守点検表（様式27）

基準

計量機器の点検・校正

確認事項

(1) 計量機器等は定期的に点検・校正を実施し、その結果を記録していること

取組事項

(1) 計量機器の定期的な点検・校正を行い、その結果を記録する。



図1 計量機器の準備

出典：国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）

正確に農薬を計量できるように、計量機器を用意します。計量する場所は水平に保ちます。

誤って他の用途に使用することがないように、「農薬用」等の識別をします。

必要な書類（参考様式）

- ・計量機器点検表（様式28）

基準

栽培・収穫・調製・運搬に使用する器具・包装容器等や掃除道具及び洗浄剤・消毒剤・機械油等の安全性を確認するとともに、適切な保管、取扱い、洗浄等を実施

確認事項

- (1) 農産物が接触する可能性がある資材の安全性を確認し、適切に保管、取扱い、洗浄等を実施していること

取組事項

- (1) 農産物に接触する可能性がある資材の安全性を確認し、適切に取り扱う。

＜具体的な取組例＞

- ・農産物に直接接触する可能性がある機械、運搬車両、容器類の材質等が安全性を有しているかを確認する。
- ・機械や器具の洗浄に使用する洗剤や潤滑油等については、安全性に問題がないものを選定して使用する。
- ・梱包の際に封入する緩衝材、フィルム、結束テープ、新聞紙等については、材質に問題がないかを確認する。



図1 包装・梱包資材の整理

農産物の包装、梱包資材は、農薬や肥料等の汚染が発生しないように、専用保管場所等で汚染対策を講じて保管する。



図2 適切な潤滑油の利用

農産物に接触する可能性がある機械、設備に相応しい、適切な潤滑油か、購入前、使用前に確認する。

基準

機械、装置、器具等の適正な使用

確認事項

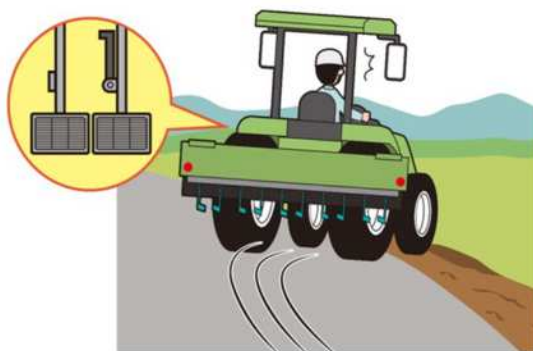
- (1) 機械、装置、器具等は、取扱説明書をよく読み、内容を理解してから適切に使用すること

取組事項

- (1) 機械類は使用前に取扱説明書をよく読んで、適切に使用し、取扱説明書の保管を行う。適切な使用方法や注意・禁止事項を確認・整理し、機械等を使用する可能性がある従事者全員に周知する。

<具体的な取組例>

- ・農業機械の目的外使用をしない。
- ・安全装置の無効化や取り外し等の改造をしない。
- ・緊急時に備えて、機械の動力遮断方法、エンジン停止方法を確認する。
- ・機械の始動、運転時には、周囲をよく確認し、付近に人を近づけないようにする。
- ・機械の回転部分の詰まり等を除去する際は、エンジンを停止し、回転部分の停止を確認する。
- ・歩行型トラクターの後進発進時に、エンジン回転数の減速、進行方向への障害物を確認する。



路上での移動の際、左右ブレーキの連結を忘れると、ブレーキの片効きによる急旋回が発生する可能性があります。

図1 乗用型トラクターの片ブレーキ

出典：国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）

基準

食品安全（農産物への接触防止等），環境保全（環境への流出防止等），労働安全（火災防止等）に配慮した燃料類の保管の実施

確認事項

- (1) 燃料類は消防法等の定めに従い，適切に保管していること

取組事項

- (1) 燃料類は，消防法や自治体の条例による規制を遵守して管理する。燃料保管施設の点検により，燃料漏れがないかどうか等を確認し，問題がある場合は不具合を修理する。

<解説>

引火，発火，爆発等を起こさないように，適切な容器を使用し，保管庫等の条件を整え，注意喚起表示や消防設備等を準備します。所轄の消防署にも，適切な保管数量か，保管方法に問題がないか，指導を受けましょう（保管量によって自治体，消防署に届出が必要な場合があります。所轄の消防署に適切な保管方法，有資格者の配置等について相談します）。

また，農産物に燃料が付着しないよう，流出した燃料が水源や土壌を汚染しないよう，燃料漏れ防止対策も講じます。漏れた場合の備えとして，防油堤を設置する，吸着シートや十分な量の砂を用意するなどがが必要です。

保管や使用する場所での火気厳禁，内容物にあった保管容器の使用（例えば，ガソリンは金属容器に入れ，ポリタンクは厳禁）も徹底し，消防法や自治体の条例による規制を遵守して管理しましょう。

同様に，石油類に該当する危険物（剥離剤，インク，洗浄剤，有機溶剤等）も，定められた保管方法を遵守し，消防設備の準備，漏れ防止対策を講じ，漏れた時の処理装備を準備して適切に管理します。



燃料を飲料容器に移し替えてはいけません。
また，燃料容器の口を密閉せず，転倒防止措置等も講じていないと床の汚染や火災の原因にもなります。

図1 燃料の管理

出典：国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）

基準

温室効果ガスの削減に資する取組等の実施

確認事項

- (1) 温室効果ガスの発生抑制や省エネルギーに取り組み、省エネルギー計画を作成すること

取組事項

- (1) 温室効果ガスの発生抑制や省エネルギーに取り組み、省エネルギー計画を作成する。

<具体的な取組例>

- ・作業工程の見直しによる作業効率の改善（運搬ルート見直し）をする。
- ・不要な照明のこまめな消灯や、冷蔵庫や暖房の温度設定の最適化、ハウスの被覆の修繕等をする。
- ・農業機械、車両、施設・設備を更新する際は省エネルギー性能の高いものを選択（照明器具のLED電灯への変更、ハイブリット車両の導入等）する。



図1 エンジンの保守点検の例（トラクター、コンバイン等）

出典：農林水産省「農業機械の省エネ利用マニュアル」



図2 走行部の保守点検の例（トラクター、コンバイン等）

出典：農林水産省「農業機械の省エネ利用マニュアル」

必要な書類（参考様式）

- ・省エネルギー計画（様式29）

基準

農場から出る廃棄物を把握し、適切に分別・管理して処分するとともに、植物残さ等の有機物のリサイクルに取り組むなど廃棄物の削減を実施

確認事項

- (1) 農場から出る廃棄物を把握し、適切に分別・管理して適正に処分していること
- (2) 植物残さを土作りに利用するなどして、リサイクルを実施していること

取組事項

- (1) 廃棄物リストを作成し、適切に分別・管理する。
- (2) 植物残さはほ場に残すと病害虫の発生源になる可能性があること等から、堆肥化するなどしてほ場に還元する。

<解説>

農業生産活動に伴い発生する廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正な処理を行うことが農業者に義務付けされています。廃プラスチック類は、各地域の廃プラ類適正処理推進協議会等において適正に処理します。また、廃棄物は処分するまで適切に一時保管します。

必要な書類（参考様式）

- ・生産履歴台帳（様式6）
- ・廃棄物リスト（様式30）

57

認証の区分毎の番号
青果物-44, 穀物-50, 茶-49

分野
環境保全, 労働安全

基準

農場内の整理・整頓・清潔・清掃の実施, 農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な処理・焼却の回避

確認事項

- (1) 農場内の整理・整頓・清潔・清掃を実施し, 農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な処理・焼却を回避すること

取組事項

- (1) 農場内は定期的に整理・整頓・清潔・清掃を実施する。
- (2) 農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な処理・焼却を回避する。

必要な書類（参考様式）

- ・施設・設備の衛生管理マニュアル（様式13）
- ・廃棄物リスト（様式30）

基準

周辺住民等に対する騒音，振動，悪臭，煙・埃・有害物質の飛散・流出等の配慮と対策の実施

確認事項

- (1) 周辺住民等に対する騒音，振動，悪臭，煙・埃・有害物質の飛散・流出等の配慮と対策を実施していること

取組事項

- (1) 周辺住民等に対する騒音，振動，悪臭，煙・埃・有害物質の飛散・流出等の配慮と対策を実施する。

<具体的な取組例>

- ・機械操作の騒音トラブルがあるなら，深夜早朝の作業はしない。
- ・堆肥の悪臭が迷惑になっているなら，堆肥場を移動する，切り返し作業時に事前に周知するなどして、トラブルを解消するための対策を講じる。
- ・時間帯や風向き等に注意して作業を行う。
- ・廃棄物等が飛散しないようにネットやカバー等をする。
- ・道路に落とした泥は直ちに撤去する。

基準

ほ場等への鳥獣の接近を制限する取組等による生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の実施

確認事項

(1) 鳥獣を引き寄せないように、植物残さ等は管理された場所に保管していること

取組事項

(1) 植物残さの管理の徹底など、鳥獣を寄せ付けない取組を実施する。

＜具体的な取組例＞

- 残さをほ場に還元する場合は、深くすき込む等の配慮に努める。
- 侵入防止柵の設置や追い払い活動の実施を検討する。



図1 鳥獣害防止の対策の例

出典：国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）

基準

セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施、その他外来生物を利用する場合の適切な飼養管理の実施

確認事項

- (1) (セイヨウオオマルハナバチを利用している場合) 法令に基づき飼養していること
- (2) (その他外来生物を利用する場合) 適切に飼養していること

取組事項

- (1) (セイヨウオオマルハナバチを利用している場合) 法令に基づき飼養する。
- (2) (その他外来生物を利用する場合) 適切に飼養、管理する。

＜具体的な取組例＞

(セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合)

- ・環境省の許可取得
- ・栽培施設の全ての開口部のネットでの被覆
- ・使用後のハチの確実な殺処分

(外来生物を利用している場合)

- ・殺処分が必要な場合は処分するなど、取扱説明書等注意事項に従って使用する。



赤色部分に許可証のコピー
が貼ってあります。



許可証のコピー



許可の概要を書いたもの

図1 セイヨウオオマルハナバチ飼養許可の掲示

出典：農林水産省関東農政局

必要な書類（参考様式）

(セイヨウオオマルハナバチを利用している場合) 許可証の写し

基準

信頼できる供給元からの適正な手段による種苗の入手，育苗の管理及び種苗の調達に関する記録の保存

確認事項

- (1) 種苗（種子，苗，種菌）は，信頼できる業者等から入手し，育苗の管理及び調達に関する記録を確認し，保存していること
- (2) 指定育苗の表示から農薬の使用回数を確認し，定植後に自ら使用する農薬の使用回数と併せて記帳していること
- (3) 自家育苗した種苗についてどのほ場から採取されたものか記録していること
- (4) （米の場合）自家種子等の場合は品種特性維持の面から種子更新に努めていること

取組事項

- (1) 種苗の入手や育苗の管理，調達記録を確認できるように保存する。
- (2) 指定育苗の表示から農薬の使用回数を確認し，定植後に自ら使用する農薬の使用回数と併せて記帳する。
- (3) 自家育苗した種苗について，どのほ場から採取されたものか記録する。
- (4) （米の場合）自家種子等の場合は，品種特性維持の面から種子更新に努める。

表示例（種子）

(種類) トマト (品種名) ○○号			
生産地	○○県	数量	○○ml
採種年月	20○○年○月		
発芽率	○年○月現在 %		
○○種苗株式会社			
○○県○○市○○町○丁目○○			

〔農薬使用に関する表示例〕

例① ○○処理済 取支粉衣●回

例② ○○○○ ●回使用

例③ 使用した農薬
○○○・△△ 各●回
(農薬名□□)



図1 指定種苗の表示

出典：農林水産省「指定種苗制度をご存知ですか？」

図2 種馬鈴薯の検査合格証票サンプル

出典：農林水産省「国内種苗の検査について」

必要な書類（参考様式）

- ・生産履歴台帳（様式6）

基準

隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響の回避

確認事項

- (1) 隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響について把握すること
- (2) 隣接ほ場からの農薬ドリフト対策について、適切な方法で対策を実施していること

取組事項

- (1) 周辺ほ場の農薬使用者とコミュニケーションをとり、農薬散布時期や収穫時期について情報交換を行い、ドリフトの影響について把握する。
- (2) 必要に応じて、緩衝地帯や防風ネットの設置、風よけとなる緑肥を栽培するなど、ドリフトを回避するための対策を講じる。



周辺農家と話し合い、加害・被害のドリフトリスクを低減するため、防風ネット等を設置します。

図1 ドリフトリスク低減のための防風ネット

出典：国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）

基準

病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備（IPMにおける「予防」の取組）

確認事項

(1) 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件を整備していること（IPMにおける「予防」の取組）

取組事項

(1) IPMにおける「予防」の取組を実施する。

＜具体的な取組例＞

- ・ 健全な種苗の使用（種子更新・種子消毒の実施，検定済み無毒苗木・種子の使用，病徴や徒長のない苗の使用等）
- ・ 病害虫の発生源（植物残さ，周辺雑草，寄主植物等）の除去
- ・ 抵抗性品種の導入
- ・ 土壌の排水性の改善
- ・ 土壌診断に基づく適正な施肥管理
- ・ 適正な栽植密度
- ・ 輪作の実施
- ・ 緑肥の活用 等

IPM とは，Integrated Pest Management の略称であり，「総合的病害虫・雑草管理」などと訳します。

- ①病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備（IPM の「予防」の取組）
- ②病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断（IPMの「判断」の取組）
- ③多様な防除方法（防除資材，使用方法）を活用した防除（IPM の「防除」の取組）

①～③を組み合わせ、化学農薬の使用量を必要最低限に抑えつつ、経済的な被害が生じるレベル以下に病害虫・雑草の発生を抑制する方法です。

基準

病虫害・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断（IPMにおける「判断」の取組）

確認事項

（1）病虫害・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断をしていること（IPMにおける「判断」の取組）

取組事項

（1）IPMにおける「判断」の取組を実施する。

<具体的な取組例>

- ・発生予察情報*（発生予報，注意報，警報等）を活用することにより防除要否及びタイミングを判断する。
- ・ほ場やほ場周辺における病虫害・雑草や天敵の発生状況を観察することにより防除要否及びタイミングを判断する。

<参考>

鹿児島県病虫害防除所ホームページアドレス

<https://www.pref.kagoshima.jp/ag13/kiad/boujiosho/index.html>

基準

多様な防除方法（防除資材，使用方法）を活用した防除（IPMにおける「防除」の取組）

確認事項

（1）多様な防除方法（防除資材，使用方法）を活用した防除に取り組んでいること（IPMにおける「防除」の取組）

取組事項

（1）IPMにおける「防除」の取組を実施する。

＜具体的な取組例＞

①多様な防除資材の活用

- ・粘着シート，防虫ネット等の利用（物理的防除）
- ・天敵，微生物農薬等の活用（生物的防除）
- ・環境負荷低減の観点からのリスクの高い農薬からリスクのより低い農薬への転換 等

②適切な使用方法による防除

- ・同一系統薬剤の連続使用を避けた農薬散布（ローテーション散布）
- ・農薬施用量の低減のためのドローン等を活用したピンポイント防除
- ・農薬散布時の飛散の低減のための飛散防止ノズルの活用 等



図1 予防の取組例
（畦畔の雑草管理）



図2 生物的防除の事例



図3 物理的防除の事例

出典：国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）

IPM では、化学的防除だけでなく、「物理的防除」，「生物的防除」など多様な防除方法を組み合わせることを基本として，粘着シート，天敵など化学農薬以外の多様な防除資材を活用し，適切な使用方法による防除を行います。また，化学農薬の使用においては，可能な範囲で環境負荷の低減にも資する化学農薬を活用し，環境負荷の低減にも資する使用方法による防除に取り組めます。

基準

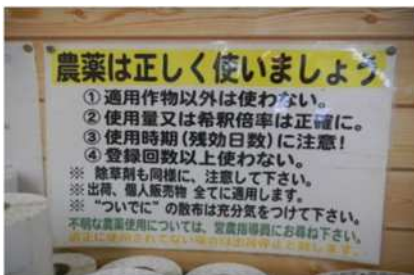
使用する予定の農薬の情報をまとめ、使用基準違反を防ぐ農薬使用計画を策定

確認事項

- (1) 使用する予定の農薬の情報をまとめ、農薬取締法に定められた「使用基準違反」にならないように確認し、農薬使用計画を作成していること

取組事項

- (1) 生産計画表の作成時に農薬取締法に基づき、農薬名（剤型含む）、適用病害虫、使用回数、使用時期、使用量、希釈倍数、使用方法などを確認する。



農薬の適正使用について、繰り返し注意を促し徹底します。特に、収穫前日数を間違えると、農薬使用基準違反だけでなく、残留農薬基準に違反する可能性が高くなります。収穫日を間違えない措置を講じることが重要です。

図1 農薬の適正使用

出典：国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）

<参考>

農薬登録情報提供システム（農林水産省）ホームページアドレス
<https://pesticide.maff.go.jp/>



必要な書類（参考様式）

- ・地域の栽培基準または、農薬使用計画（様式31）

基準

農薬使用計画に基づき、適正に農薬を使用するとともに、使用前に使用濃度や散布方法など、適正な使用方法の再確認を実施

確認事項

- (1) 農薬使用計画に基づき、適正に農薬を使用するとともに、使用前に使用濃度や散布方法など、適正な使用方法の再確認していること

取組事項

- (1) 農薬使用前に、農薬使用計画とラベルの表示内容を確認し、適正な使用方法を再確認する。



農薬の使用前には、必ずラベルの表示内容を確認する必要があります。

図1 農薬の容器又は包装にあるラベルの表示内容
 出典：農林水産省

必要な書類（参考様式）

- ・地域の栽培基準表または、農薬使用計画（様式31）

基準

農薬は、周辺環境を汚染しない場所で必要な量だけ調製し、使用した計量機器等の洗浄を適切に実施

確認事項

- (1) 農薬専用の計量機器を使用して、必要な量だけ調製していること
- (2) 調製に使用した計量機器等の洗浄を適切に実施していること

取組事項

- (1) 必要量のみ農薬を調製する。
- (2) 計量機器等のすすぎ水は希釈液としてタンクに戻し、使用する。

<解説>

農薬の散布液が余ると、余分に散布して使用基準違反になってしまうことがあります。余分に調製すれば、無駄に農薬を消費し、廃棄処分で環境への負荷も増加します。必要最小限の散布液を調製し、農薬の使用基準違反の回避、環境汚染の防止、経済負担の軽減に努めます。

まず、ラベルに表示されている単位面積あたりの使用量と、農薬を使用する農地の面積から、必要な量だけを秤量して散布液を調製します。計量する際には正確に測れるよう、水平な場所で行います。調製に使用した計量カップなどの計量機器は、農薬の成分が残らないように十分な洗浄、計量機器は拭取り等を行います。洗浄時のすすぎ水は環境汚染を防ぐため、希釈水として農薬タンクに入れます。

はじめから残液が出ないように調製しますが、残液が発生した場合には、適正に処分します。



図1 秤・計量機器を用意し、正確に秤量
(提供：群馬県)

基準

農薬散布時における周辺作物・周辺住民等への影響の回避

確認事項

(1) 農薬散布時は、周辺への影響をできるかぎり低減する努力をしていること

取組事項

(1) 農薬散布時は、周辺への影響を低減するドリフト低減対策を行う。

＜具体的な取組例＞

- ・時間帯や風向き等に注意して農薬を散布する。
- ・飛散が少ない剤型の農薬を選択する。
- ・ドリフト低減ノズルを使用する。



図1 不織布（べたがけシート）・ソルゴー障壁・飛散防止ネット（提供：栃木県）

出典：国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）

基準

農薬の容器等の表示内容を確認し、表示に基づく安全な作業を行うための装備を整え、調製、防除、片付け作業を行い、防除衣、保護装備等を適切に洗浄、乾燥し、他への汚染がないように保管

確認事項

- (1) 農薬のラベルの表示内容に基づくマスク、ゴーグル、不透性衣服、長靴、手袋等を着用していること
- (2) 防除衣や保護具は防除後に他の洗濯物と分けて洗濯し、農薬や農産物と分けて保管していること

取組事項

- (1) 農薬のラベルの表示内容に基づくマスク、ゴーグル、不透性衣服、長靴、手袋等を着用する。
- (2) 防除衣や保護具は防除後に他の洗濯物と分けて洗濯し、防除衣、保護具の保管場所に農産物を持ち込まないなど、他への汚染がないよう適切に保管する。



農薬のラベルに指定されたマスク、ゴーグル、不透性衣類、長靴、手袋等を準備し、確実に着用します。

図1 農薬に対応した装備

出典：国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）

必要な書類（参考様式）

- ・農作業安全対策に向けたチェックシート（様式22）

71

認証の区分毎の番号
穀物-63

分野
環境保全

基準

水田からの農薬流出を防止する対策の実施

確認事項

(1) 水田からの農薬流出を防止する対策を実施していること

取組事項

(1) 水田からの農薬流出を防止する対策を実施する。

＜具体的な取組例＞

- ・農薬ラベルに記載されている止水に関する注意事項等を遵守する。
- ・農薬使用前は、気象予報を確認し、大雨等が予想される場合は散布を控える。
- ・畦畔を整備し、漏水を防止する。

72

認証の区分毎の番号
青果物-58，穀物-64，茶-62

分野
食品安全，環境保全

基準

農薬使用前に防除器具を点検し、使用後に適切に残液を処理、十分に洗浄し、洗浄排水を処理

確認事項

(1) 農薬使用前に防除器具を点検し、使用後に適切に残液を処理、十分に洗浄し、洗浄排水を処理していること

取組事項

- (1) 農薬の使用前に使用する防除器具等を点検し、十分に洗浄されているか確認する。
- (2) 防除器具、防除衣等の保護具を洗浄した水は、その農薬を散布したほ場に浸透させるなど、適切に処理する。

必要な書類（参考様式）

- ・生産工程チェックリスト（様式12）
- ・保守点検表（様式27）

基準

農薬の使用記録の作成・保存

確認事項

(1) 農薬の使用状況を生産履歴台帳に記録し、保存していること

取組事項

(1) 農薬は、使用日、場所、作業者名、対象作物名、使用量または希釈倍数、散布面積等を記録し、保存する。

<解説>

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）では、農薬使用者は、農薬を使用した時は、次に掲げる事項を帳簿に記載するように努めなければならないと定めています。

- ① 使用日
- ② 使用場所
- ③ 使用した農産物
- ④ 使用した農薬の種類又は名称
- ⑤ 単位面積当たりの使用量又は希釈倍数

農薬使用記録は、事故が発生した際の原因調査や、取引先からの求めに応じて証拠を提示するなど、事故や要請に対応するために必要です。さらに、栽培工程の見直し、防除方法の効率や効果の検証などにも活用でき、農場の経営上、とても重要な記録です。保存性の高い媒体で適切な期間保存し、農場経営の見直しに活用しましょう。

必要な書類（参考様式）

- ・生産履歴台帳（様式6）

基準

食品安全（容器移し替え禁止, いたずら防止の施錠等）, 環境保全（流出防止対策等）, 労働安全（毒劇・危険物表示, 通気性の確保等）に配慮した農薬の保管, 在庫管理の実施

確認事項

- (1) 農薬は他の容器に移し替えを行わず, 施錠可能な保管庫で管理していること
- (2) 毒劇物に指定されている農薬は, 容器, 貯蔵庫に毒物・劇物を表示していること
- (3) 農薬は, 周囲に流出することがないように, 漏れ防止の対策を実施していること
- (4) 農薬の在庫について農薬管理台帳に記録していること

取組事項

- (1) 農薬保管庫は施錠し, 農薬責任者の許可なく持ち出せないようにする。
- (2) 毒物・劇物の容器, 保管場所に「医薬用外毒物」または「医薬用外劇物」の表示を行う。
- (3) 使いかけの農薬は, 流出を防ぐためにしっかり封をする。
- (4) 農薬の在庫について, 農薬管理台帳に記録する。



図1 鍵付きの農薬保管庫の例

農薬は, 強固で, 十分な大きさの保管庫を用意し, 鍵をかけ, 識別・分別して保管します。



図2 農薬交差汚染の防止

使いかけの農薬の開封口が密封されておらず, 種類も分けられていないので, 他の農薬と混ざり, 取り出しの際に交差汚染が発生します。また, 農薬保管庫が適切でも, こぼれた農薬をその都度, 適切に処理していないと他の農薬を汚染してしまいます。

出典：国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）

必要な書類（参考様式）

- ・農薬管理簿（様式32-1）（様式32-2）

75

認証の区分毎の番号
青果物-61, 穀物-67, 茶-65

分野
食品安全

基準

農薬の責任者による農薬適正使用の指示と検証

確認事項

(1) 農薬の責任者による農薬適正使用の指示と検証が行われていること

取組事項

(1) 責任者が、農薬使用計画に従って適切な農薬使用について指示する。また、使用後は、農薬の適正使用について検証する。

必要な書類（参考様式）

- ・農薬使用計画（様式31）
- ・農薬散布指示書（様式33）

76

認証の区分毎の番号
青果物-62, 穀物-68, 茶-66

分野
食品安全

基準

残留農薬検査を行い、その結果を保存していること

確認事項

- (1) （農産物・菌床きのこ栽培）残留農薬検査を行うこと
- (2) （農産物・菌床きのこ栽培）検査結果を保存していること

取組事項

- (1) 残留農薬自主検査実施要領に基づいて、残留農薬検査を実施する。
- (2) 検査結果を保存する。

必要な書類（参考様式）

- ・残留農薬検査結果

基準

堆肥製造に関し、適切な期間・温度の発酵維持による雑草種子、有害微生物の殺滅対策等の実施及び適正な堆肥の施用

確認事項

- (1) (堆肥を製造する場合) 堆肥製造に関し、適切な期間・温度の発酵維持による雑草種子、有害微生物の殺滅対策等を実施すること
- (2) 堆肥を施用する場合、素材が明らかであり汚染につながる要因がないことを確認していること

取組事項

- (1) (堆肥を製造する場合) 定期的な切り返し等行い、十分な温度で発酵させる。
- (2) 堆肥を施用する場合、汚染につながる要因がないことを確認する。

<解説>

堆肥の製造や保管に際しては、原料や未熟堆肥が飛散しないように被覆する、飛散防止用の囲いをする、発酵の途中で汚水が流れ出ないように溝を切る、集水桝を設けるなどして、環境汚染を起こさないように管理します。切り返しに際しては、臭いにより近隣住民に迷惑をかけないように、注意しましょう。



湯気や水分が出たり、臭いがしたりする間は、まだ発酵が終わっていません。腐葉土のような香り、手にべたつかない程度のさらさらした手触り、黒色～黒褐色、握っても水分が出ない程度になった状態が完熟の目安です。

図1 堆肥発酵の目安

出典：国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）

基準

原材料・製造工程の把握による肥料等の安全性、成分の確認と食品安全、環境保全に配慮した肥料等の利用計画の策定

確認事項

- (1) 肥料成分の安全性を確認していること
- (2) 肥料成分を把握、適切な施肥設計を行うための計画を作成していること

取組事項

- (1) 使用する肥料は、登録あるいは届出があることを確認する。
- (2) 肥料の成分の含有量等を把握した上で、適切な施肥を行うための施肥設計を行う。

＜具体的な取組例＞

- ・肥料の原料一覧や製造工程を確認する。
- ・使用する肥料の成分確認する。

肥料メーカーや販売店から使用する肥料の原材料、製造工程、発酵温度等の情報を入手します。原材料や製造工程の情報により放射性物質や重金属、化学物質の汚染リスクがないか、発酵温度と堆積期間等から病原性微生物の汚染リスクがないか等を判断します。

図1 肥料の情報収集

出典：国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）

必要な書類（参考様式）

- ・地域の栽培基準表または、肥料使用計画（様式34）

基準

土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥計画を立て、計画に基づく施肥の実施

確認事項

- (1) 土壌診断結果の活用や栽培暦・施肥基準等を踏まえた施肥設計を作成し、その計画に沿って肥料を施用していること

取組事項

- (1) 土壌診断結果の活用や栽培暦・施肥基準等を踏まえた施肥設計を作成し、計画に基づく施肥を行う。



図1 土壌診断の実施

出典：国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）

土壌診断等を実施し、土壌中の肥料成分の残留状況を把握し、過剰な施肥にならないよう、適切な施肥設計を行います。

基準

肥料等の使用記録の作成・保存

確認事項

(1) 肥料・資材等の使用状況を生産履歴台帳に記録し、保存していること

取組事項

(1) 肥料・資材等の使用状況を生産履歴台帳に記録し、保存していること

<解説>

肥料等の使用記録には、農産物の生育に係る資材を全て記載します。葉面散布剤、堆肥、土壌改良材、微生物資材等についても記載しましょう。

必要な書類（参考様式）

- ・生産履歴台帳（様式6）

基準

食品安全（未熟堆肥との接触による交差汚染防止，農産物への接触防止等），環境保全（環境への流出防止等），労働安全（崩落・落下，発熱・発火・爆発防止等）に配慮した肥料等の保管，在庫管理の実施

確認事項

- (1) 肥料等は，未熟堆肥や農産物との接触を防ぎ，適切な場所で保管していること
- (2) 堆肥の保管中には，飛散防止の措置を講じていること
- (3) 肥料の在庫について管理台帳に記録していること

取組事項

- (1) 肥料等は，直射日光，雨の当たらない倉庫に保管する。倉庫は定期的に清掃する。地面からの湿気を防ぐため，肥料等を地面に直置きしない。
- (2) 堆肥を保管する場合，床を不浸透性材料で作る，漏水しないように溝を設ける，シートをかける等の対策を行う。
- (3) 肥料等毎の入庫量，出庫量，日付がわかる在庫管理台帳を用意し，入出庫毎に記録する。

必要な書類（参考様式）

- ・肥料管理簿（様式35-1）（様式35-2）

82

認証の区分毎の番号
茶-72

分野
食品安全

基準

茶の栽培期間において、添加物を使用しないこと

確認事項

- (1) 着色，着味等を目的とする添加物を一切使用しないこと
- (2) 葉面散布を行わないこと（茶生産協会申し合わせ遵守）

取組事項

- (1) 着色，着味等を目的とする添加物を一切使用しない。
- (2) 葉面散布を行わない。

必要な書類（参考様式）

- ・生産履歴台帳（様式6）
- ・生産工程チェックリスト（様式12）

83

認証の区分毎の番号
茶-73

分野
食品安全

基準

茶の荒茶加工の際，着色・着味等を目的とする添加物は一切使用しないこと

確認事項

- (1) 茶の荒茶加工の際，着色・着味等を目的とする添加物は一切使用しないこと

取組事項

- (1) 茶の荒茶加工の際，着色・着味等を目的とする添加物は一切使用しない。

必要な書類（参考様式）

- ・生産工程チェックリスト（様式12）

基準

スプラウト類の農産物取扱工程における衛生管理の実施（管理体制の整備，作業者の健康・衛生管理を含む）

確認事項

- (1) 作業者は年1回以上検便を受けていること
- (2) 作業者の健康状態を確認していること
- (3) 農産物の微生物検査を行っていること
- (4) 微生物検査の結果を保存していること

取組事項

- (1) 作業者は年1回以上検便を受け、検便の項目にはサルモネラ属菌及び腸管出血性大腸菌を含めること。
- (2) 作業前に作業者の健康状態（下痢，腹痛，発熱等がないこと）を確認する。
- (3) 月1回の頻度で、大腸菌について農産物の微生物検査を行う。
- (4) 微生物検査の結果を保存する。

必要な書類（参考様式）

- ・施設・設備の衛生管理マニュアル（様式13）
- ・作業者の衛生管理マニュアル（様式14）
- ・検便結果，微生物検査結果

基準

スプラウト類の培地，栽培容器の安全性の確認と適切な管理

確認事項

- (1) 培地の安全性の確認と適切な管理を行っていること
- (2) 栽培容器の安全性の確認と適切な管理を行っていること

取組事項

- (1) 培地の原料の安全性（重金属，放射性物質，病原性微生物，溶出物質等）を確認し，適切な管理を行う。
- (2) 容器の素材の安全性の確認，容器の衛生的な保管（保管場所の清掃，消毒，作業者の手洗い，保管場所への土足立入禁止等）を徹底する。栽培容器のように，再使用する器具は洗浄を徹底し，熱湯や次亜塩素酸水等で殺菌処理する。

必要な書類（参考様式）

- ・生産履歴台帳（様式6）
- ・生産工程チェックリスト（様式12）
- ・施設・設備の衛生管理マニュアル（様式13）
- ・作業者の衛生管理マニュアル（様式14）

基準

スプラウト類に使用する水について、水質検査、給水設備の保守管理、異物混入防止対策、微生物汚染防止対策を実施

確認事項

- (1) 井戸水など、水道水以外を使用する場合は、使用する水について水質検査を実施していること
- (2) 水の殺菌に次亜塩素ナトリウムを使用する際は、食品添加物として許可された製剤を使用し、小出しする場合は記録すること
- (3) 使用する水について、給水設備の保守管理、異物混入防止対策、微生物防止対策を実施していること

取組事項

- (1) 井戸水など、水道水以外を使用する場合は、水質検査を実施し、大腸菌が不検出かつ一般生菌数が100 CFU/ml未満であることを確認する。
- (2) 水の殺菌に次亜塩素ナトリウムを使用する際は、食品添加物として許可された製剤を使用し、小出しする場合は、記録する。
- (3) 給水設備の定期的な点検・清掃、異物混入防止対策、微生物汚染防止対策を実施する。

必要な書類（参考様式）

- ・水質検査結果
- ・次亜塩素ナトリウムを小出しする場合は、その記録
- ・施設・設備の衛生管理マニュアル（様式13）

87

認証の区分毎の番号
スプラウト-4

分野
食品安全

基準

スプラウト類（種子，作物を含む）を扱う場所は他の区域との境界を明確にし，衛生管理を実施

確認事項

- (1) スプラウト類（種子，作物を含む）を扱う場所は他の区域との境界を明確にし，衛生管理を実施していること

取組事項

- (1) 栽培区域は柵などで区域分けし，他の区域との境界を明確にする。栽培区域への立ち入りは，着替え，履き替えのルールをつくり，明示する。

必要な書類（参考様式）

- ・施設・設備の衛生管理マニュアル（様式13）

88

認証の区分毎の番号
スプラウト-5

分野
食品安全

基準

スプラウト類の生産設備について工程ごとの専用化の実施

確認事項

- (1) スプラウト類の生産設備について工程毎に専用化していること
- (2) 生産用具や清掃道具も各行程毎（各作業区域），用途（使用する対象）毎に間違えないように，識別，分別して保管すること

取組事項

- (1) スプラウト類の生産設備について工程毎に専用化する。
- (2) 生産用具や清掃道具も各行程毎（各作業区域），用途（使用する対象）毎に間違えないように，識別，分別して保管する。

必要な書類（参考様式）

- ・施設・設備の衛生管理マニュアル（様式13）

基準

スプラウト類の種子は供給者等を確認し、記録していること（種子の供給者、ロット番号、原産地国など）

確認事項

- (1) 種子の仕入れにあたっては、仕入れ先の衛生状態を把握し、記録していること
- (2) 病原微生物、異物混入の有無等の検査を行っていること

取組事項

- (1) 種子の仕入れにあたっては、種子の供給者、ロット番号、原産地、仕入れ先の衛生状態を把握し、記録する。
- (2) 事前に、病原微生物、異物混入の有無等の検査を行っていることを確認する。

＜具体的な取組例＞

- ・種子の仕入れ先の衛生状態の確認として種子消毒、残留化学物質及び病原微生物検査証明書の入手等行う。
- ・種子容器の物理的損傷（ネズミ類による穴）及び汚染の痕跡（染み、ネズミ類、昆虫、糞尿、異物等）の検査
- ・病原微生物の種子のロット毎の検査

必要な書類（参考様式）

- ・生産履歴台帳（様式6）
- ・生産工程チェックリスト（様式12）
- ・検査証明書
- ・種苗記録表（様式36）

基準

スプラウト類の種子の殺菌・衛生管理の実施

確認事項

- (1) 種子の殺菌処理を行っていること
- (2) 種子の衛生管理を行っていること

取組事項

- (1) 催芽前の種子に殺菌処理を行う。
- (2) 種子が直接、壁や床に接触しないなど、衛生的な管理の徹底や殺菌後の種子を保管する容器、作業者の手指、靴底を消毒するなどの衛生管理を行う。

<解説>

スプラウト類の種子に病原性微生物が付着していると、生産工程で殺菌等を行うことが困難なため、消費者が食中毒になるリスクが高まります。そのため、播種前に種子を殺菌する必要があります。温湯や化学薬品処理、殺菌力のある水溶液等、安全性を確認するとともに効果を検証して、どのような方法で殺菌するかを定め、手順通り実施し、実施した事項を記録します。

さらに殺菌後に、病原性微生物が付着し、増殖することがないように衛生的に保管し、取り扱います。

必要な書類（参考様式）

- ・生産履歴台帳（様式6）
- ・施設・設備の衛生管理マニュアル（様式13）
- ・作業者の衛生管理マニュアル（様式14）

91

認証の区分毎の番号
たけのこ-1

分野
食品安全

基準

病虫害防除に薬剤を使用しない

確認事項

(1) 全工程において薬剤は使用していないこと

取組事項

(1) 全工程において薬剤は使用しない。

必要な書類（参考様式）

- ・生産履歴台帳（様式6）
- ・生産工程チェックリスト（様式12）

92

認証の区分毎の番号
たけのこ-2

分野
食品安全

基準

地域栽培指針に基づく適正な除草

確認事項

- (1) 除草にあたっては、薬剤を使用しないこと
(2) 生産履歴台帳に記録していること

取組事項

- (1) 除草にあたって、薬剤を使用しない。
(2) 薬剤散布以外の方法による除草作業について、生産履歴台帳に記録する。

必要な書類（参考様式）

- ・生産履歴台帳（様式6）
- ・生産工程チェックリスト（様式12）

基準

きのこ類の原木、菌床資材等、種菌の安全性の確認と適切な管理

確認事項

- (1) (原木栽培・自家生産(自己所有, 立木購入原木伐採)) 原木の樹種名, 生産地(伐採地)を生産履歴台帳に記録していること
- (2) (原木栽培・玉切り原木(植菌なし)購入) 原木の産地が明らかであり, 原木の供給者名, 原木の樹種名, 生産地名を生産履歴台帳に記録していること
- (3) (原木栽培・ほだ木(植菌済み)購入) 原木の産地及び使用した種菌が明らかであり, 原木の供給者名, 原木の樹種名, 種菌名, 生産地名を生産履歴台帳に記録していること
- (4) (原木栽培) ほだ木の浸水等で栄養材等を使用する場合は, その原材料名まで含有成分を把握していること
- (5) 種菌の供給者等を確認していること
- (6) 種菌の管理を適正に行っていること
- (7) (菌床栽培) きのこ類の菌床資材や種菌の適切な管理を実施していること
- (8) 種菌の接種にあたっては, 雑菌の侵入防止等適切に行うこと
- (9) (菌床栽培) 培地素材の安全性が確認されていること
- (10) (菌床栽培) 栄養材の安全性が確認されていること
- (11) (菌床栽培) 添加剤の安全性が確認されていること

取組事項

- (1) 伐採地ごとに, 伐採・玉切り期間及び原木本数を生産履歴に記帳する。
- (2) 原木の産地(伐採地)ごとに生産履歴に記帳する。
- (3) 原木の産地(伐採地)及び使用種菌ごとに生産履歴に記帳する。
- (4) 使用基準を遵守し, 使用し, 生産履歴台帳に記録する。
- (5) 種菌の種名及び購入先, 購入数量, 購入日を生産履歴台帳に記録する。
- (6) 種菌が入荷したら, できるだけ早く植菌作業に取りかかる。種菌の保管は, 直射日光のあたる所や暖房器具などがある温度の高い場所を避け, 風通しの良い冷暗所に保管する。
- (7) おが粉, チップ等はカビ等が生えないように排水を良くし, 飛散防止や飛来物による汚染を防止する措置を講じて保管する。種菌を保管する場合は適切な温湿度等を維持し, 汚染防止策(未開封等)を行う。栽培に使用する資材は, 病原性微生物の汚染や, 異物混入を防ぐため, 清掃や殺菌消毒をする。栽培用や浸水, 浸漬等に使用する容器を農薬等の希釈など他の目的に使用しない。
- (8) 接種作業をする際に, 手指は清潔に保つ。種菌接種日を生産履歴台帳に記録する。

取組事項

- (9) 産地証明により原木の伐採地と農薬の状況を確認する。（入荷元において、外部による重金属の分析結果がない場合は）重金属の分析を行う。
- (10) 栄養材の産地を購入伝票等で確認する。残留農薬の分析結果がある場合はその結果を確認する。（入荷元において重金属の分析検査結果がない場合には）重金属分析結果を行う。
- (11) 食品添加物として指定されたものであることを確認する。調整の際に異物の混入や変質がないことを確認する。

必要な書類（参考様式）

- ・生産履歴台帳（様式6）
- ・生産工程チェックリスト（様式12）
- ・施設・設備の衛生管理マニュアル（様式13）
- ・購入伝票，産地証明，分析検査結果

基準

きのこ類の培養施設の温度・湿度等の適切な環境条件の維持及び衛生管理の実施

確認事項

- (1) (菌床栽培) 培養施設の温度・湿度等の適切な環境条件を維持していること
- (2) (菌床栽培) 培養施設の衛生管理を実施していること

取組事項

- (1) 培養施設の温度・湿度等の適切な環境条件を維持する。
- (2) 培養施設の衛生管理を実施する。

＜具体的な取組例＞

- ・栽培施設を定期的に清掃、殺菌処理する。
- ・加温、加湿装置を定期的に清掃・洗浄、点検する。
- ・栽培施設の温度・湿度をモニタリングし、異常に気付けるよう記録する。
- ・冷却施設を定期的に清掃・洗浄し、冷却温度を維持する。
- ・接種室・植菌室の無菌状態を維持するため、室内を陽圧とし、定期的にフィルター類を交換する。
- ・無菌状態を維持するための装置等を定期的に清掃・洗浄し、点検する。
- ・雑菌が繁殖していないか、定期的に点検する。
- ・雑菌が繁殖していた場合、速やかに清掃・除去する。

必要な書類（参考様式）

- ・生産工程チェックリスト（様式12）
- ・施設・設備の衛生管理マニュアル（様式13）

基準

菌床資材及び工程別作業についての記録の作成・保存

確認事項

- (1) (菌床栽培) 菌床資材及び工程別作業について記録を残し、保管していること
- (2) (菌床栽培) 接種済みの菌床を購入して培養・発生を行う場合は、製造元において、きのこ類-1, 2, 4, 5の基準を満たしていることを確認したことを証する書面を保管していること

取組事項

- (1) 各行程において、以下のような作業を記録し、後から確認できるように保存する。
 - ・使用した資材、培地の配合
 - ・殺菌方法、殺菌温度、時間等の条件
 - ・冷却時間
 - ・植菌作業（作業者名、種菌のロット番号等）
 - ・培養室、培養温度、湿度等の条件
 - ・発生室、発生温度、湿度等の条件
 - ・収穫作業（作業者名、収穫場所、収穫量等）
 - ・廃棄処分作業（発生場所、廃棄量、処分方法等）
 - ・包装作業（作業者名、包装時間、包装ロット等）
 - ・一時保管（入庫日、保管場所、保管条件、出庫日等）
 - ・出荷作業（出荷先、出荷日、出荷数量、出荷ロット等）
- (2) 接種済みの菌床を購入して培養・発生を行う場合は、製造元において、培地調整から種菌接種・培養までの各項目のチェックを行ったことを証明する書面を保管する。

必要な書類（参考様式）

- ・生産履歴台帳（様式6）
- ・生産工程チェックリスト（様式12）
- ・作業者の衛生管理記録（様式14-1）
- ・接種済みの菌床を購入した場合の関連書面

基準

きのこ類の培地調製，種菌接種の衛生的な実施

確認事項

- (1) (菌床栽培) きのこ類の培地調製，種菌接種において，汚染を防ぐための取組を行っていること

取組事項

- (1) きのこ類の培地調整，種菌接種において，汚染を防ぐための取組を行う。

＜具体的な取組例＞

- ・培地の基材，栄養材，添加物等の安全性を確認する。
- ・ミキサーで混合した培地は速やかに詰め込み（充填）する。
- ・詰め込み完了後の培地を速やかに滅菌・冷却する。
- ・滅菌完了後の培地は，無菌状態を維持して接種室に搬入し，種菌を無菌状態で接種・植菌する。
- ・接種完了後の菌床は，所定の環境条件で調節した培養室に搬入し，培養する。
- ・培養中の菌床の菌系のまん延状態，有害菌等の有無を定期的に検査する。
- ・有害菌等に汚染されたものは直ちに撤去し，有害菌等が残存しないように滅菌後廃棄する。

必要な書類（参考様式）

- ・生産履歴台帳（様式6）
- ・生産工程チェックリスト（様式12）

97

認証の区分毎の番号
きのこ類-5

分野
食品安全

基準

病虫害防除には薬剤を使用しない

確認事項

- (1) (原木栽培)
病虫害防除には薬剤を使用しないこと
伏せ込み場、生産地（ほだ場）における除草作業には、薬剤を使用しないこと
- (2) (菌床栽培)
農薬は使用しないこと
- (3) 防虫・防腐剤を使用しないこと

取組事項

- (1) (原木栽培) 病虫害防除，除草作業に薬剤を使用しない。
- (2) (菌床栽培) 農薬を使用しない。
- (3) 防虫・防腐剤を使用しない。

必要な書類（参考様式）

- ・生産履歴台帳（様式6）

基準

ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届出、取扱作業主任者の設置

確認事項

- (1) (青果物, きのこと類, 茶) ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届出を行い、取扱主任者の設置をしていること

取組事項

- (1) ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届出を行い、取扱主任者を設置する。

＜具体的な取組例＞

- ・小型ボイラーの設置の際、設置の報告を行う。
- ・第一種圧力容器は、設置届、落成検査を行う。
- ・第一種圧力容器（小型圧力容器等を除く）の取扱いを行う場合、事業者は有資格者のうちから作業主任者を選任する。



図1 有資格者によるボイラー及び圧力容器の管理

ボイラーは、圧力容器の能力により、管理者の資格要件が異なります。必要な資格を有した人員を配置します。

出典：国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）

必要な書類（参考様式）

- ・（第一種圧力容器の場合）設置届、検査結果、有資格者及び作業主任者名簿

基準

ボイラー及び圧力容器の定期自主点検の記録の作成・保存

確認事項

- (1) (青果物, きのこと類, 茶) ボイラー及び圧力容器の自主点検を定期的を実施し, 自主点検記録を3年間保存していること

取組事項

- (1) ボイラー及び圧力容器の自主点検を定期的に行い, 点検結果の検査記録を保存する。

<解説>

「ボイラー及び圧力容器安全規則」では, ボイラー及び圧力容器の定期自主検査を行い, 記録を3年間, 保存することが義務付けられています。

農場で使用する予定のボイラーが, 当該規則及び関係する法令等により, どのような規制の対象となるか確認し, 有資格者を配置, 点検の実施を行い, 事故が発生しないように管理します。

出典: 国際水準GAPガイドライン (指導マニュアル)

必要な書類 (参考様式)

- ・保守点検表 (様式27)

様式集

(様式1)

ほ場・施設台帳（個人用）

品目名		生産管理責任者名	
-----	--	----------	--

ほ場	番号	所在地	面積 (a)	収穫予定 (kg)	前作
					作物名

施設	番号	施設名	所在地

トイレ	番号	場所	備考

ほ場・施設台帳（個人用）（記入例）

品目名	○△□	生産管理責任者名	●●■
-----	-----	----------	-----

ほ場	番号	所在地	面積 (a)	収穫予定 (kg)	前作
					作物名
	A-1	〇〇市△町□□番地	10	10	トマト
	A-2	〇〇市△町□□番地	60	12	さつまいも

施設	番号	施設名	所在地
	B-1	作業場	〇〇市△町□□番地
	B-2	事務所	〇〇市△町□□番地
	B-3	作業場 (〇〇集落倉庫を利用※)	〇〇市△町□□番地

トイレ	番号	場所	備考
	C-1	〇〇	ほ場内にトイレがないため、〇〇施設内のトイレを借りる。石けん、ペーパータオルは持参。
	C-2	事務所内	石けん、ペーパータオルは設置。

(様式1)

ほ場・施設台帳（団体用）

品目名		生産管理責任者名	
-----	--	----------	--

ほ場	番号	生産者名	所在地	面積 (a)	収穫予定 (kg)	前作	
						作物名	
	計	人		a	kg		

共同施設	番号	施設名	所在地

トイレ	番号	生産者名	場所	備考

(様式2)

〇〇農園・〇〇部会 組織図

	責任範囲	担当者名
生産管理責任者 (農場の責任者)		
栽培管理責任者 (農薬管理責任者) (肥料管理責任者)		
労働安全責任者		
出荷管理責任者		
情報管理責任者		

※団体申請の場合の責任者は、生産者または、農協等生産者団体の職員のどちらがなくても構いません。

〇〇農園・〇〇部会 組織図（記入例）

	責任範囲	担当者名
生産管理責任者 （農場の責任者）	生産から出荷までの方法を把握し、責任を持ちます。	鹿児島 太郎
栽培管理責任者 （農薬管理責任者） （肥料管理責任者）	生産方法を把握し、①から③に責任をもちます。 ①栽培基準 ②生産履歴台帳 ③生産工程チェックリスト	鹿児島 花子
労働安全責任者	労働安全に関する①に責任を持ちます。 ①農作業安全対策	
出荷管理責任者	出荷方法を把握し、①から④を管理します。 ①集出荷履歴台帳 ②作業者の衛生管理マニュアル ③施設・設備の衛生管理マニュアル ④作業者、施設・設備の衛生管理記録様式	
情報管理責任者	情報管理やクレーム等を把握し①から③を管理します。 ①情報管理マニュアル ②クレーム、問い合わせ対応マニュアル ③内部検査体制	

※団体申請の場合の責任者は、生産者または、農協等生産者団体の職員のどちらがなくても構いません。

〇〇農園・〇〇部会 農場運営の方針

〇〇農園は、法規制の遵守を基礎とし、農場管理を継続的に改善して以下の事項を達成することにより、取引先をはじめ、従業員、地域から信頼される農場を目指します。

番号	分野	運営の方針
1	食品安全	
2	環境保全	
3	労働安全	
4	人権保護	
5	農場経営管理	

〇〇農園・〇〇部会 農場運営の方針（記入例）

〇〇農園は、法規制の遵守を基礎とし、農場管理を継続的に改善して以下の事項を達成することにより、取引先をはじめ、従業員、地域から信頼される農場を目指します。

番号	分野	運営の方針
1	食品安全	残留農薬や異物混入等の事故を防止します。
2	環境保全	廃棄物の適正処理と有効利用及び省エネルギーの推進をします。
3	労働安全	農場や農作業に潜む危険な箇所や作業等を把握し、対策を講じ、労働災害をゼロにします。
4	人権保護	差別や偏見等のない職場環境をつくるとともに、労務管理を適切に行います。
5	農場経営管理	経営方針や役割分担、農場ルール等の整理・見直しを行い、より良い農場を目指します。

〇〇農園・〇〇部会 農場ルール

食品安全に関するルール
環境保全に関するルール
労働安全に関するルール
人権保護に関するルール
農場経営管理に関するルール

自己点検（例）

年月日				
確認者				
改善点				

※改善点には，問題点や改善内容がわかるように記入する。

〇〇農園・〇〇部会 農場ルール（記入例）

食品安全に関するルール
・農薬の使用前には使用濃度や散布方法など使用方法の確認を行い，使用後は，使用記録を記帳する。 ・異物混入防止対策をする。 ・作業場への入場前，トイレ後，清掃後などは必ず手を洗う。 ・農場の来場者に対しても，入場時のルールを周知する。
環境保全に関するルール
・廃棄物は適正処理をする。 ・不必要な照明は消灯し，節電を心がける。 ・農業機械・車両はエンジンを掛けっぱなしにしない。
労働安全に関するルール
・危険箇所の把握や危険な作業（機械作業，高所作業）を把握し，対応を行う。 ・安全に作業をおこなうための服装や保護具を着用する。 ・機械，装置，器具等は適切に保管する。
人権保護に関するルール
・人権侵害防止について，管理方法を定めて実施する。 ・労働条件を提示し，遵守する。 ・休憩時間はしっかりと確保する。
農場経営管理に関するルール
・組織体制を定めて，責任範囲及び責任者を定める。 ・農場のルールを定め，年1回以上自己点検を行う。

自己点検（例）

年月日	2025/8/13			
確認者	山田			
改善点	異物混入の事例があったので，衛生管理マニュアルを見直した。			

(様式5)

生産計画表

氏名 (団体の場合は名称及び代表者氏名)	
品目	
面積(a)	
予定収量(kg)	
生産目標	
実績(目標に対する評価)	

1 栽培計画

記号一覧 ●—●：播種期 △—△：定植期 ×—□—×：収穫期 ⇄：貯蔵期間 ◎：農薬散布 ◇：肥料散布

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下

2 出荷計画

時期	主な出荷先	出荷量

生産履歴台帳

〔確認欄〕

月 日	月 日	月 日	月 日
確認者印			

生産者番号	生産者名	住 所	TEL

ほ場番号	地 番	栽培面積	品目	品種

水 源	前 作

区 分	資材名		施肥日・施肥量			
土づくり 施肥管理	堆肥	散布日	/	/	/	/
		施用量				
	施肥	散布日	/	/	/	/
		施用量				
		散布日	/	/	/	/
		施用量				
		散布日	/	/	/	/
		施用量				
		散布日	/	/	/	/
		施用量				
		散布日	/	/	/	/
		施用量				

種子管理	入手先	
	種子消毒薬剤名	(成分名) (回数)
	自家種子の場合は採取したほ場名	

区分	農薬名	成分名	対象病害虫	希釈 倍数	使用量	使用 時期	使用 回数	成分使用 回数	散布日				
病虫害管理	殺菌剤								/	/	/	/	/
									/	/	/	/	/
									/	/	/	/	/
									/	/	/	/	/
	殺虫剤								/	/	/	/	/
									/	/	/	/	/
									/	/	/	/	/
									/	/	/	/	/
	除草剤								/	/	/	/	/
									/	/	/	/	/
									/	/	/	/	/
									/	/	/	/	/

収穫日	収穫量	ほ場 番号	出荷日	出荷先	出荷数量	ロット番号	出荷日	出荷先	出荷数量	ロット番号
/			/				/			
/			/				/			
/			/				/			
/			/				/			
/			/				/			
/			/				/			

※収穫・出荷については、様式11等別途記載する場合は、記載不要です

廃プラスチック類の処理	処理日			
	/	/	/	/

その他廃棄物の処理	処理日			
	/	/	/	/

帳票保管一覧表

項目名	様式番号	保管場所	保管期間	備考 (添付資料)

※申請に係る生産履歴及びその他必要な書類は3年以上の記録を保管しておいてください。(実施要領)

- ・残留農薬検査は3年保存(自主的残留農薬検査実施要領)

※法令に基づく保存期間の例

- 労働者名簿(5年間/法令:労働基準法)
- マニフェスト(産業廃棄物管理表)(5年間/廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

帳票保管一覧表（記入例）

項目名	様式番号	保管場所	保管期間	備考 (添付資料)
①ほ場台帳	様式1	事務所	3年	ほ場地図
②組織図	様式2	事務所に掲示	現在分	
③農場運営の方針	様式3	事務所に掲示	3年	
④農場ルール	様式4	事務所に掲示	3年	
⑤出荷に関する記録	様式7	事務所	3年	
⋮				
機械、装置、器具等の取扱説明書		事務所		機械等の使用期間
生産履歴台帳（農薬・肥料等資材の使用記録）	様式5	事務所		
教育訓練記録		事務所	3年	研修資料
クレーム・ルール違反对応記録		事務所	3年	
残留農薬検査結果		事務所	3年	
ボイラー及び圧力容器の自主点検の記録		事務所	3年	
産業廃棄物の処理		事務所	5年	地域協議会等への委任状の写しまたはマニフェスト
労働者名簿		事務所	5年	

※申請に係る生産履歴及びその他必要な書類は3年以上の記録を保管しておいてください。（実施要領）

- ・残留農薬検査は3年保存（自主的残留農薬検査実施要領）

※法令に基づく保存期間の例

- 労働者名簿（5年間／法令：労働基準法）

- マニフェスト（産業廃棄物管理表）（5年間／廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

(様式8)

リスク評価表【食品安全】

A 危害の大きさ（重篤性） 事故が発生した場合の影響の大きさ ＜評価例＞ 3（重）：死亡につながる疾病・事故，法令違反または商品回収 2（中）：入院等が必要な疾病・事故，商品苦情（影響大） 1（軽）：応急手当てで済む事故，商品苦情（局所的）	B 農場への発生頻度 自分の農場での危害要因の発生する可能性 ＜評価例＞ 3（重）：過去に自分の農場で発生した 2（中）：産地または業界で発生した 1（軽）：発生する可能性が考えられる	C リスクの大きさ（$C=A \times B$） A 危害の大きさ $\times$ B 発生頻度で評価 4点以上または危害の大きさ及び農場での発生頻度が 3点以上の場合は「高」、それ以外は「低とする」
--	--	--

[illegible]

リスク評価表【食品安全】（記入例）

A 危害の大きさ（重篤性） 事故が発生した場合の影響の大きさ <評価例> 3（重）：死亡につながる疾病・事故，法令違反または商品回収 2（中）：入院等が必要な疾病・事故，商品苦情（影響大） 1（軽）：応急手当ですむ事故，商品苦情（局所的）	B 農場への発生頻度 自分の農場での危害要因の発生する可能性 <評価例> 3（重）：過去に自分の農場で発生した 2（中）：産地または業界で発生した 1（軽）：発生する可能性が考えられる	C リスクの大きさ（ $C=A \times B$ ） A 危害の大きさ×B 発生頻度で評価 4点以上または危害の大きさ及び農場での発生頻度が 3点以上の場合は「高」，それ以外は「低とする」
--	---	--

作業工程	対象	考えられるリスク	リスク評価			対策	備考
			A	B	C		
ほ場選定	ほ場	・汚染水の流入による作物汚染	1	1	1	・汚染水が流入する原因がないほ場の選定。	
種子受入	種子	・種子処理剤による残留農薬	1	2	2	・入荷時に種苗証明書で確認。	種子購入履歴
防除	農薬	・使用時期の誤りによる農薬取締法違反	2	2	4	・農薬使用手順に基づき農薬を保管・使用。	農薬散布履歴
収穫	コンテナ	・コンテナを介した農産物への病原微生物汚染	3	2	6	・使用後に水道水で洗浄。 ・所定の場所に保管。	
出荷調整	作業者	・作業者由来の異物混入	2	2	4	・決められた衣服，手袋等着用。 ・私物持込禁止。 ・作業前とトイレの後の手洗い徹底。	
出荷調整	施設	・作業場の天井からペンキがはがれ，異物混入が発生	2	2	4	・施設の定期点検，修繕の実施。 ・施設内の壁，天井，床等に有害な物質が含まれていないか点検。	
出荷調整	出荷用資材	・出荷容器から有害物資が析出し，農産物が汚染	2	1	2	・メーカーから製品情報の入手。 ・食品用として，認められた資材を使用。	
防除・収穫・ 出荷調整等	機械	・機械部品が脱落し，金属異物混入が発生	2	2	4	・機械の定期点検，修繕，補修。 ・使用前後の，取り付け部品や接合部の確認	
防除・収穫・ 出荷調整等	機械	・機械用潤滑油による農産物の汚染事故が発生	2	1	2	・メーカーから製品情報を入手。 ・機械用潤滑油は食品機械用のものを選定。	
出荷	運搬用トラック	・堆肥を運んですぐのトラックで収穫物を運んだことで，荷台の汚れによる農産物の汚染	1	2	2	・収穫物とそれ以外のものを運ぶトラックは別にする。 ・同じトラックを使用する場合は，荷台をよく洗う，清潔なシートをしき，収穫物が荷台に直接触れないようにする。	
—	外部	・悪意ある他者の意図的な操作により，農業用井戸水に化学物質の汚染事故が発生。	3	2	6	・外部からの他者の侵入の可能性の抽出と対策の実施。	

(様式9)

リスク評価表【労働安全】

A 危害の大きさ（重篤性） 事故が発生した場合の影響の大きさ ＜評価例＞ 3（重）：死亡につながる疾病・事故，法令違反または商品回収 2（中）：入院等が必要な疾病・事故，商品苦情（影響大） 1（軽）：応急手当ですむ事故，商品苦情（局所的）	B 農場への発生頻度 自分の農場での危害要因の発生する可能性 ＜評価例＞ 3（重）：過去に自分の農場で発生した 2（中）：産地または業界で発生した 1（軽）：発生する可能性が考えられる	C リスクの大きさ（$C=A \times B$） A 危害の大きさ×B 発生頻度で評価 4点以上または危害の大きさ及び農場での発生頻度が3点 以上の場合は「高」、それ以外は「低とする」
---	--	--

[illegible]

リスク評価表【労働安全】（記入例）

A 危害の大きさ（重篤性） 事故が発生した場合の影響の大きさ ＜評価例＞ 3（重）：死亡につながる疾病・事故，法令違反または商品回収 2（中）：入院等が必要な疾病・事故，商品苦情（影響大） 1（軽）：応急手当ですむ事故，商品苦情（局所的）	B 農場への発生頻度 自分の農場での危害要因の発生する可能性 ＜評価例＞ 3（重）：過去に自分の農場で発生した 2（中）：産地または業界で発生した 1（軽）：発生する可能性が考えられる	C リスクの大きさ（ $C=A \times B$ ） A 危害の大きさ $\times$ B 発生頻度で評価 4点以上または危害の大きさ及び農場での発生頻度が3点以上の場合は「高」，それ以外は「低とする」
--	---	---

工程	想定される場所	考えられるリスク	リスク評価			対策	備考
			A	B	C		
トラクター	ほ場	トラクターの転倒	3	2	6	- 機械安全作業の講習会への参加 - 安全フレームの装置 - 段差の改良 - 危険箇所における表示	
作業全般	ほ場	ほ場での一人作業の際に事故があり，発見が遅れ重傷化	3	2	6	- 全員がどこで，何をしているのか把握する方法を決める。 - 連絡方法と時間を決め，連絡がつかない場合の対処方法を決める。	
機械・機器（全般）	農場内	機械・機器への巻き込まれ	3	2	6	- 機械の修理，清掃時の停止確認の徹底 - 補助器具の組み立て作業における合図，確認方法の決定	
脚立	ほ場	脚立からの転落	2	2	4	- 正しい使い方（天板に乗らない等）の実施。 - 高所作業時はヘルメットを着用する。	
作業全般	ハウス，屋外	熱中症	2	3	6	- 水分補給を定期的に行う。 - 作業時間，休憩時間をルール化する。 - 健康管理講習を実施する。	
肥料保管	資材保管庫	積み上げた荷の崩落で下敷きになる	2	1	2	積み上げは2メートル以内にすする。	
病虫害防除	ほ場	農薬散布中に被爆	2	1	2	農薬散布前に防除衣が適正か確認する。	
運搬	公道	運搬時に積載可能重量を超過した状態で公道を走行し，交通事故が実施。	3	2	6	- 積載可能重量を把握する。 - 過積載走行を禁止する。	

リスク評価表【環境負荷】

A 危害の大きさ（重篤性） 事故が発生した場合の影響の大きさ ＜評価例＞ 3（重）：死亡につながる疾病・事故、法令違反または商品回収 2（中）：入院等が必要な疾病・事故、商品苦情（影響大） 1（軽）：応急手当ですむ事故、商品苦情（局所的）	B 農場への発生頻度 自分の農場での危害要因の発生する可能性 ＜評価例＞ 3（重）：過去に自分の農場で発生した 2（中）：産地または業界で発生した 1（軽）：発生する可能性が考えられる	C リスクの大きさ（$C=A \times B$） A 危害の大きさ $\times$ B 発生頻度で評価 4点以上または危害の大きさ及び農場での発生頻度が3点以上の場合 は「高」、それ以外は「低とする」
---	--	--

[illegible]

リスク評価表【環境負荷】（記入例）

A 危害の大きさ（重篤性） 事故が発生した場合の影響の大きさ ＜評価例＞ 3（重）：死亡につながる疾病・事故，法令違反または商品回収 2（中）：入院等が必要な疾病・事故，商品苦情（影響大） 1（軽）：応急手当ですむ事故，商品苦情（局所的）	B 農場への発生頻度 自分の農場での危害要因の発生する可能性 ＜評価例＞ 3（重）：過去に自分の農場で発生した 2（中）：産地または業界で発生した 1（軽）：発生する可能性が考えられる	C リスクの大きさ（ $C=A \times B$ ） A 危害の大きさ×B 発生頻度で評価 4点以上または危害の大きさ及び農場での発生頻度が3点以上の場合 は「高」，それ以外は「低とする」
--	---	--

工程	対象	考えられるリスク	リスク評価			対策	備考
			A	B	C		
肥料散布	肥料	・過剰な施肥で肥料成分が流亡し，水源汚染が発生	2	1	1	・土壌診断を実施する。 ・自治体等の指針を入手する。 ・土壌診断結果に基づいた施肥を行う。	
肥料保管	肥料	・肥料袋が破れ、肥料が近くの川に流出	2	1	1	・納品時に破れ等が無いか確認する ・破れている袋があったら補修する	
資材管理	プラスチック類 等資材	・プラスチック類の野焼き等による不適切な処分による 有害物質の発生	3	1	1	・廃プラスチック類を適正に処分する。 ・中長期展張フィルム等による長期利用を検討する。 ・生分解性マルチの利用を検討する。	
機械	ほ場または作業 場	・機械油の漏出	2	1	1	・農業機械のメンテナンスを適宜，実施する。	
水田雑草 防除	除草剤	・止水不足により、農薬が排水へ流出	1	2	1	・散布前に尻水口を確認する ・畔塗を実施する	
収穫	コンバイン	・コンバインタンクがいっぱいの時の傾斜場所の移動で 転倒	3	1	1	・タンクを満タンにしない	

(様式11)

収穫及び出荷に関する記録

收穫記錄

[illegible]

出荷記録

[illegible]

収穫及び出荷に関する記録（記入例）

収穫記録

年度	2024	品目	だいこん
ロット番号	収穫日	ほ場番号	収穫数量(kg)
1001	10月1日	1～3	100
1002	10月2日	4	85

出荷記録

年度	2024	品目	だいこん
出荷日	出荷先	収穫ロット	出荷数量
10月1日	スーパー〇〇	1001	60
10月1日	△△農協	1001	30
10月2日	スーパー〇〇	1001 1002	10 40
10月2日	△△農協	1002	45

生産工程チェックリスト

生産者名 _____

[確認者]

月日			
確認者印			

生産工程	基準項目	チェックリスト項目	確認		改善 (指示事項)
			可	否	
は種用土	土	原土の入手先を確認	☐	☐	
		地域栽培基準の範囲内又は土壌診断結果に基づいた堆肥及び肥料の施用	☐	☐	
	土づくり 施肥管理	生産履歴台帳への記録	☐	☐	
		地域栽培基準の範囲内での防除の実施	☐	☐	
	病害虫 管理	生産履歴台帳への記録	☐	☐	
		種子・種苗の供給者（種苗会社等）及び供給者が行った消毒記録の保存又は生産履歴台帳への記録	☐	☐	
は種	種子管理	種子に添付している表示欄の保存又は記録	☐	☐	
		使用した水源の生産履歴台帳への記録	☐	☐	
	用水管理				
育苗用土	土	原土の入手先を確認	☐	☐	
		地域栽培基準の範囲内又は土壌診断結果に基づいた堆肥及び肥料の施用	☐	☐	
	土づくり 施肥管理	生産履歴台帳への記録	☐	☐	
		地域栽培基準の範囲内での防除の実施	☐	☐	
	病害虫 管理	生産履歴台帳への記録	☐	☐	

生産工程	基準項目	チェックリスト項目	確認		改善 (指示事項)
			可	否	
育 苗	用水管理	使用した水源を生産履歴台帳への記録	☐	☐	
	土づくり 施肥管理	地域栽培基準の範囲内又は土壌診断結果に基づいた堆肥及び肥料の施用	☐	☐	
		生産履歴台帳への記録	☐	☐	
	病害虫 管理	地域栽培基準の範囲内での防除の実施	☐	☐	
		生産履歴台帳への記録	☐	☐	
後片づけ	ほ場管理	各地域の廃プラ類適正処理推進協議会等での適正処理	☐	☐	
ほ場準備	用水管理	使用した水源を生産履歴台帳への記録	☐	☐	
	土づくり 施肥管理	地域栽培基準の範囲内又は土壌診断結果に基づいた堆肥及び肥料の施用	☐	☐	
		生産履歴台帳への記録	☐	☐	
	病害虫 管理	地域栽培基準の範囲内での防除の実施	☐	☐	
		生産履歴台帳への記録	☐	☐	
定 植	用水管理	使用した水源を生産履歴台帳への記録	☐	☐	
	病害虫 管理	地域栽培基準の範囲内での防除の実施	☐	☐	
		生産履歴台帳への記録	☐	☐	
	土づくり 施肥管理	地域栽培基準の範囲内又は土壌診断結果に基づいた堆肥及び肥料の施用	☐	☐	
		生産履歴台帳への記録	☐	☐	
収 穫	収穫・調 整管理	収穫用はさみ、収穫コンテナを定期的に洗浄及び生産履歴台帳への記録	☐	☐	
		収穫日・収穫量及びそれをいつ、どこに、どれだけ出荷したかの生産履歴台帳への記録	☐	☐	
調整・保管	収穫・調整管理	収穫物の調整や保管の清潔な場所での実施	☐	☐	

生産工程	基準項目	チェックリスト項目	確認		改善 (指示事項)
			可	否	
後片づけ	ほ場管理	各地域の廃プラ類適正処理推進協議会等での適正処理	☐	☐	
その他	病虫害管理	使用後の防除器具の洗浄及び使用前の確認	☐	☐	
		防除器具、防除衣等の保護具を洗浄した水の適正処理	☐	☐	
		農薬の鍵のついた保管庫（倉庫）での管理	☐	☐	
		農薬の受払簿又は納品書等の関係書類整備	☐	☐	

施設・設備の衛生管理マニュアル（例）

- 1 （鹿児島太郎）が出荷管理責任者となり、下記項目を管理します。
- 2 施設・設備衛生管理の目的
施設・設備の清掃や保守の不十分が要因となって、細菌の繁殖や衛生昆虫の侵入による汚染や異物が混入することがないように、出荷段階におけるリスクを想定し、マニュアルを作成する。
- 3 作業者衛生管理項目

区分	管理項目	清掃		保守
		頻度	清掃方法	頻度・方法
施設管理	1 トイレ	1日1回	①粗ごみの除去 ②トイレ用洗剤（消毒兼用）を用いて壁、床の順にふく。 ③便器はトイレ用洗剤（消毒兼用）を散布し、ブラシでこする。 ④便器を水洗 ⑤いつ、だれが行ったか記録を残す。	—
	2 手洗い場	1日1回	・石けん（ハンドソープ）、ペーパータオル、消毒用アルコール等を整備	—
	3 その他施設			
	①床	1日1回	・製品調整後の残渣等を除去	1週間に1回 ・水洗い・破損の有無
	②天井	月に1回	・梁等に付着しているゴミの除去	月に1回 ・破損の有無
	③窓	月に1回	・中性洗剤を溶解した洗浄液で拭き掃除	月に1回 ・破損の有無
	④照明器具	月に1回	・器具に付着しているゴミの除去	月に1回 ・破損の有無
	⑤排水溝	月に1回	・残さの除去 ①～⑤について、いつ、だれが行ったか記録を残す。	月に1回
	4 整理・整頓	常時	・場内に「4S活動」を提示 整理：不要な物は捨てる 整頓：必要な物の整理・分類 清掃：身近な所をきれいに清掃し、「見える」ようにする 清潔：清掃することできれいな状態を保ち、汚れないようにする	

区分	管理項目	清掃		保守
		頻度	清掃方法	頻度・方法
施設管理	5 有害生物、異物の施設内の侵入防止	常時	・発生減の除去 ・有害生物の侵入路を防ぐ	
	6 製造エリア	常時	・製造エリアの入り口は専用の上履き等用意する。	
	7 保管庫，貯蔵庫	常時	・農産物に適した温度と湿度が保たれている。 ・天井，壁等に結露した水滴が農産物に付着しないようになっている。	
	8 排ガスの施設内への流入防止	常時	①トラック等の駐車スペースの確保 ②アイドリングストップの励行 ③場内に上記の掲示	
	9 用排水管理	常時	・排水路が詰まったり，あふれだしたりしないように管理する。 ・排水が水源に流れ込まないように排水枡，沈殿槽を設置する。	
設備管理	1 選果機等	1日1回	①選果終了後，汁液等で汚れた部分の清掃または緩衝材の交換 ②いつ，だれが行ったか記録を残す	○月に1回 ・破損の有無
	2 予冷库 冷蔵庫等	1日に1回	適正温度：○～△度 ・予冷库等内の温度確認 ・いつ，だれが行ったか記録を残す。 ・パッキン等の破損がないか確認 ・原因不明の温度上昇はメーカー連絡	
		○日に1回	①整理・整頓し不要な物を捨てる ②ドリップ等により汚れた場合はその都度清掃する。	—
	3 コンテナ	○日に1回	①洗浄・乾燥後収納庫へ保管 汁液等で汚れた場合は随時洗浄を行う ②いつ，だれが行ったか記録を残す	○月に1回 ・破損の有無
	4 その他			

施設・設備衛生管理記録様式

△日に□回清掃後に○を記入する。

月	作業台	床	予冷库	収穫かご		
1日						
2日						
3日						
4日						
5日						
6日						
7日						
8日						
9日						
10日						
11日						
12日						
13日						
14日						
15日						
16日						
17日						
18日						
19日						
20日						
21日						
22日						
23日						
24日						
25日						
26日						
27日						
28日						
29日						
30日						
31日						

作業者の衛生管理マニュアル（例）

- 1 （鹿児島太郎）が出荷管理責任者となり，下記項目を管理します。
- 2 作業者衛生管理の目的
作業者自身の健康と作業が要因となって，異物が混入することがないように，出荷段階におけるリスクを想定し，マニュアルを作成する。
- 3 作業者衛生管理項目

区分	管理項目	対象者	頻度	内容
健康管理	1 日常の健康チェック	作業者（全員）	作業開始前	1 確認事項 下痢，発熱，手指の傷の有無 2 下痢，発熱等がある場合の対応 ①速やかに医療機関に受診をさせ休ませる。 ②手指に傷がある場合は手袋を着用する。 3 日常の健康チェックの結果を記録する。
	1 手洗い	作業者（全員）	・作業開始前 ・トイレ後 ・不衛生なものを取り扱った後	1 手洗いの方法等について，作業者の目につくところに掲示する。
衛生管理	2 異物混入防止	作業者（全員）	・作業開始前	1 確認事項 帽子の着用，アクセサリ等を装着していないこと 2 帽子の着用等をしていない場合の対応 速やかに帽子の着用をさせるなど所用の措置を講じる。
			・終日	1 作業場の所定の場所以外では，以下の行為を行わない。 ①更衣（所定の場所：更衣室） ②喫煙（所定の場所：喫煙室） ③食事（所定の場所：食堂，休憩室） 2 禁止行為を休憩室等に掲示する。
			・終日	1 作業エリア内とトイレの履き物は別にし，必ず履き替える。

[illegible][illegible][illegible]

外部委託に関わる合意書

△△株式会社（以下、甲という。）と、〇〇農園（以下、乙という。）とは、かごしまの農林水産物認証制度認証基準に基づいて、乙が外部委託する作業についても、認証基準に基づき適切に管理されることを目的として、甲および乙間で本合意書を締結する。

第1条（外部委託する作業）

乙が甲に委託する作業（以下、本件作業という。）は、次のとおりとする。

- (1) 〇〇〇
- (2) 〇〇〇

第2条（遵守事項）

乙は、本件作業に関して甲に遵守すべき事項（以下、本件遵守事項という。）を別紙「外部委託先へのお願い」に定め、甲は、これを遵守しなければならない。

第3条（点検・審査）

甲は、第3条の本件遵守事項の遵守状況について、年1回以上、乙が甲に対して立ち入り点検を実施する。また、認証機関の要求がある場合、甲に対して認証機関が審査を実施することができるものとする。

第4条（是正処置）

乙は、甲が本件遵守事項を遵守できないか、遵守できない恐れがあることを発見した場合、または、第3条に定める点検・審査で本件遵守事項の違反を発見した場合、乙に是正処置を求めることができる。

第5条（合意内容に違反した場合の対応）

乙が上記第1条から第4条の合意内容に違反した場合、乙は甲に対して本件作業に関する委託の全部又は一部の解除をすることができるものとする。

本合意が成立した証として、本書2通を作成し、甲乙署名または記名押印のうえ、各1通を保有する。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

甲 組織名：△△株式会社
所在地：鹿児島県*****
代表 △△△△

乙 組織名：〇〇農園
所在地：鹿児島県*****
代表 〇〇〇〇

年 月 日

△△株式会社 様

〇〇農園
代表 〇〇〇

外部委託先へのお願い

「外部委託に関わる合意書」第3条に基づき、下記事項の遵守をお願いいたします。

1 作業者の衛生管理

農場内への入場の際し、農場の指示および入り口に掲示した入場ルールを守ってください。

服、ズボン、帽子、手袋等は衛生的なものとし、ポケット等からの異物混入がないようにして下さい。

- ① トイレを使用する際は、手洗い・靴の履換え等、表示されたルールに従ってください。

2 施設内の衛生管理

①

②

注1) 品目毎に衛生管理等について記載してください。

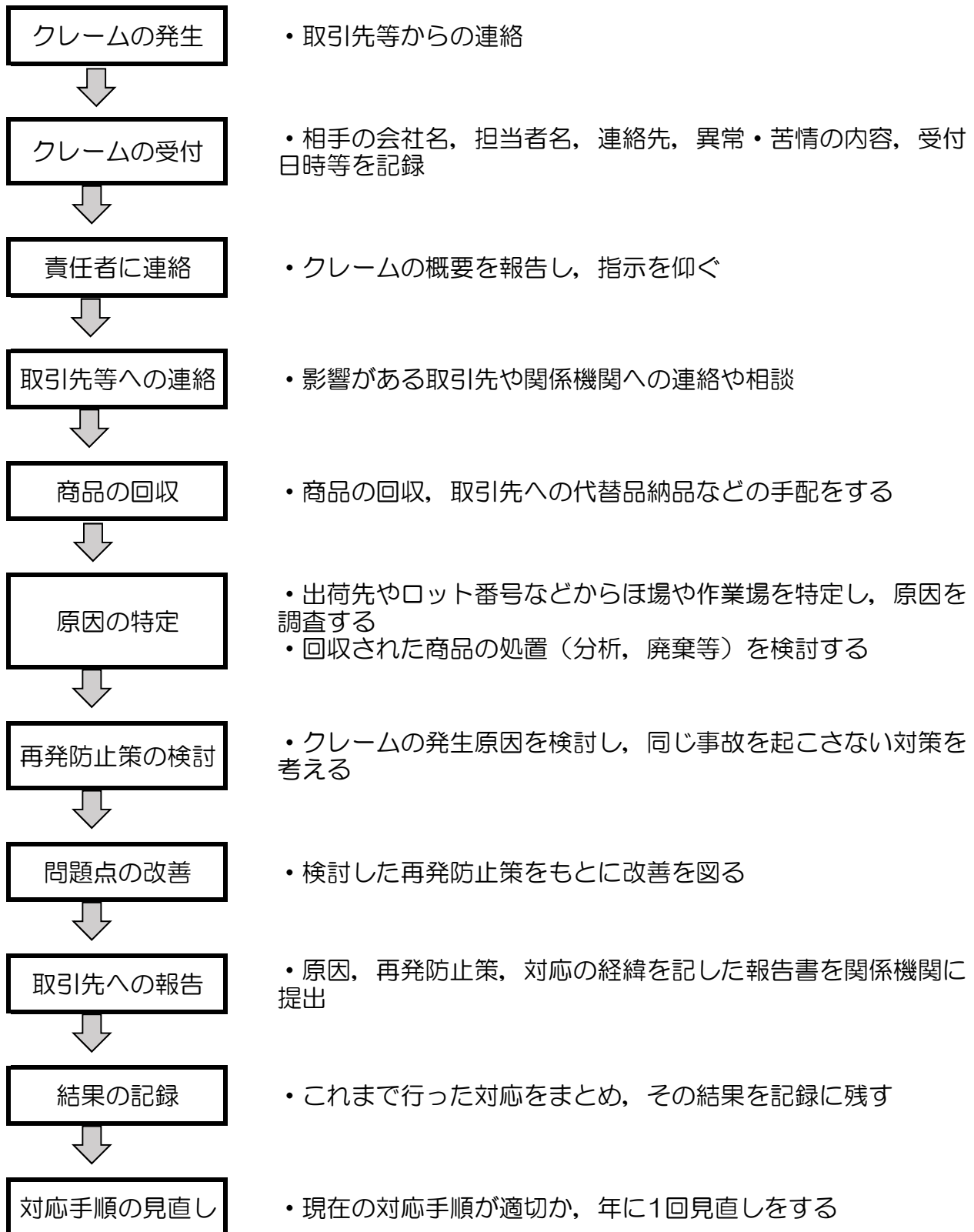
(例1) 外部において精米等する場合の外部の乾燥施設等管理

- ・ 作業者の衛生面での配慮していること。
- ・ 異物混入等を防ぐ対策を講じていること。
- ・ 上記を含む衛生管理マニュアルを作成していること。
- ・ 施設の衛生面等への配慮をしていること。
- ・ 設備の衛生管理面等に配慮していること。
- ・ 上記を含む施設・設備管理マニュアルを作成していること。
- ・ 施設・設備を洗浄する水は、飲用に準ずる水質基準を満たしていること。

(例2) 委託仕上茶管理について、下記について記載すること。

- ・ 仕上げ茶委託先に「仕上げ茶加工責任者」を設置すること。
- ・ 荒茶の受入量、欠減量、仕上げ茶数量等を整理した台帳を整備すること。
- ・ 委託先の作業者管理ができていること。
- ・ 作業者の衛生管理マニュアルを作成していること。
- ・ 委託先の施設・設備管理が衛生面等に配慮していること。
- ・ 委託先の施設・設備内で異物混入を防ぐ対策をしていること。
- ・ 委託先工場は、受託工場ごとに受入・仕上げ加工を行い、各工程が受託工場毎に区分していること。
- ・ 仕上げ茶加工各工程の点検記録台帳を作成し、ロット毎に管理していること。
- ・ 仕上げ加工の際、異物混入を防ぐ対策を講じること。
- ・ 仕上げ茶の保管は、品質保持に必要な対策を行っていること。
- ・ 仕上げ茶の出荷は、受託工場毎に区分していること。

クレーム・ルール違反对応マニュアル



クレーム・ルール違反対応記録

生産管理 責任者	栽培管理 責任者	労働安全責 任者	出荷管理 責任者	情報管理 責任者	受付者

記入年月日

種類を○で囲む 商品の 商品の 商品の 農場のルール
 苦情 異常 回収 違反

情報源		申出者	
連絡先		品目名	
発生日		ほ場名	
クレーム・ルール違反の内容及び応急対応			
発生原因			
是正処置			
外部への報告 (不要 ・ 県 ・ 取引先 ・ J A ・ その他 ())			
経過観察 (要 ・ 不要)			

クレーム・ルール違反対応記録（記入例）

生産管理 責任者	栽培管理 責任者	労働安全責 任者	出荷管理 責任者	情報管理 責任者	受付者

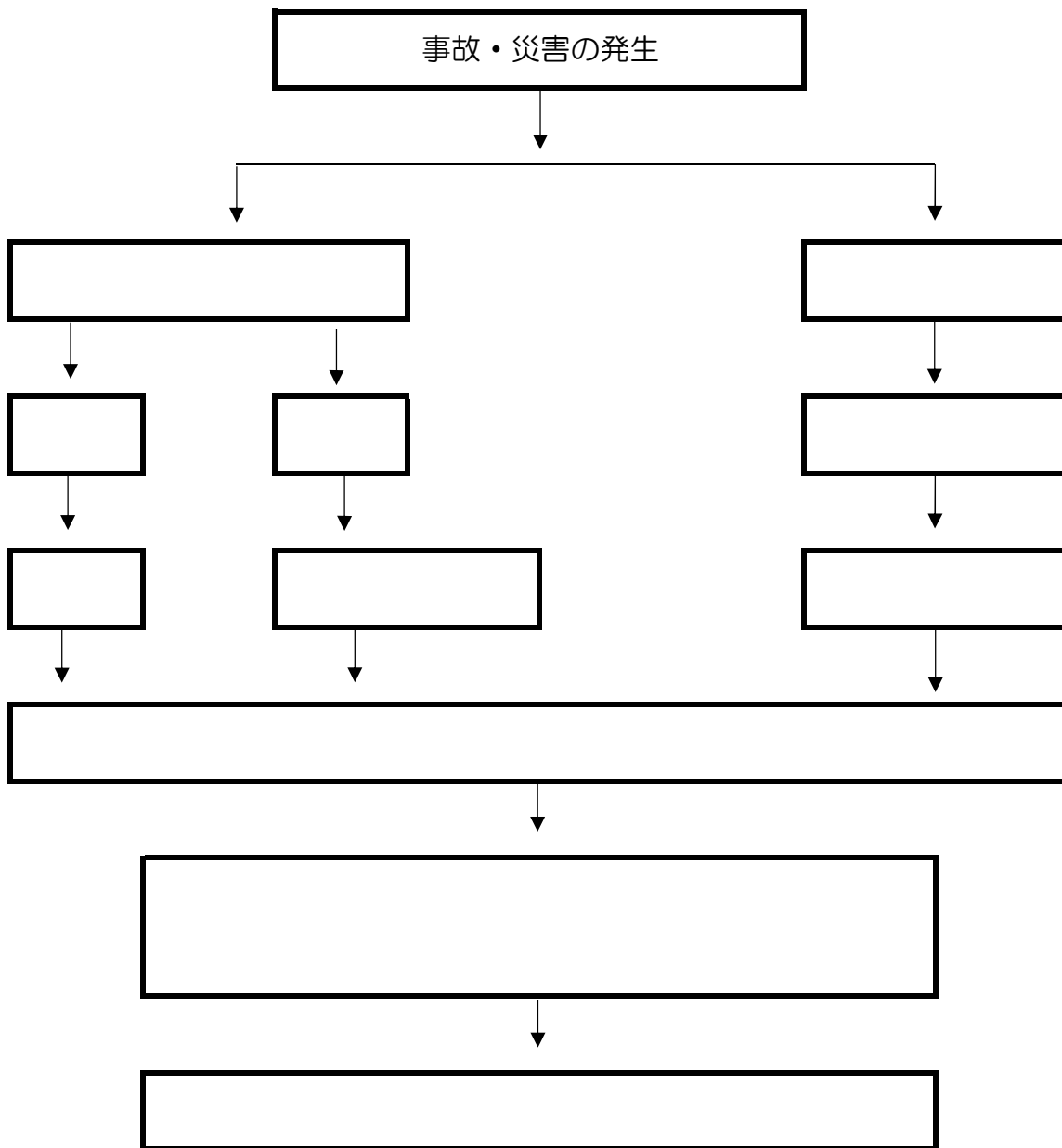
記入年月日

種類を○で囲む

☒ 商品の
苦情
 ☐ 商品の
異常
 ☐ 商品の
回収
 ☐ 農場のルール
違反

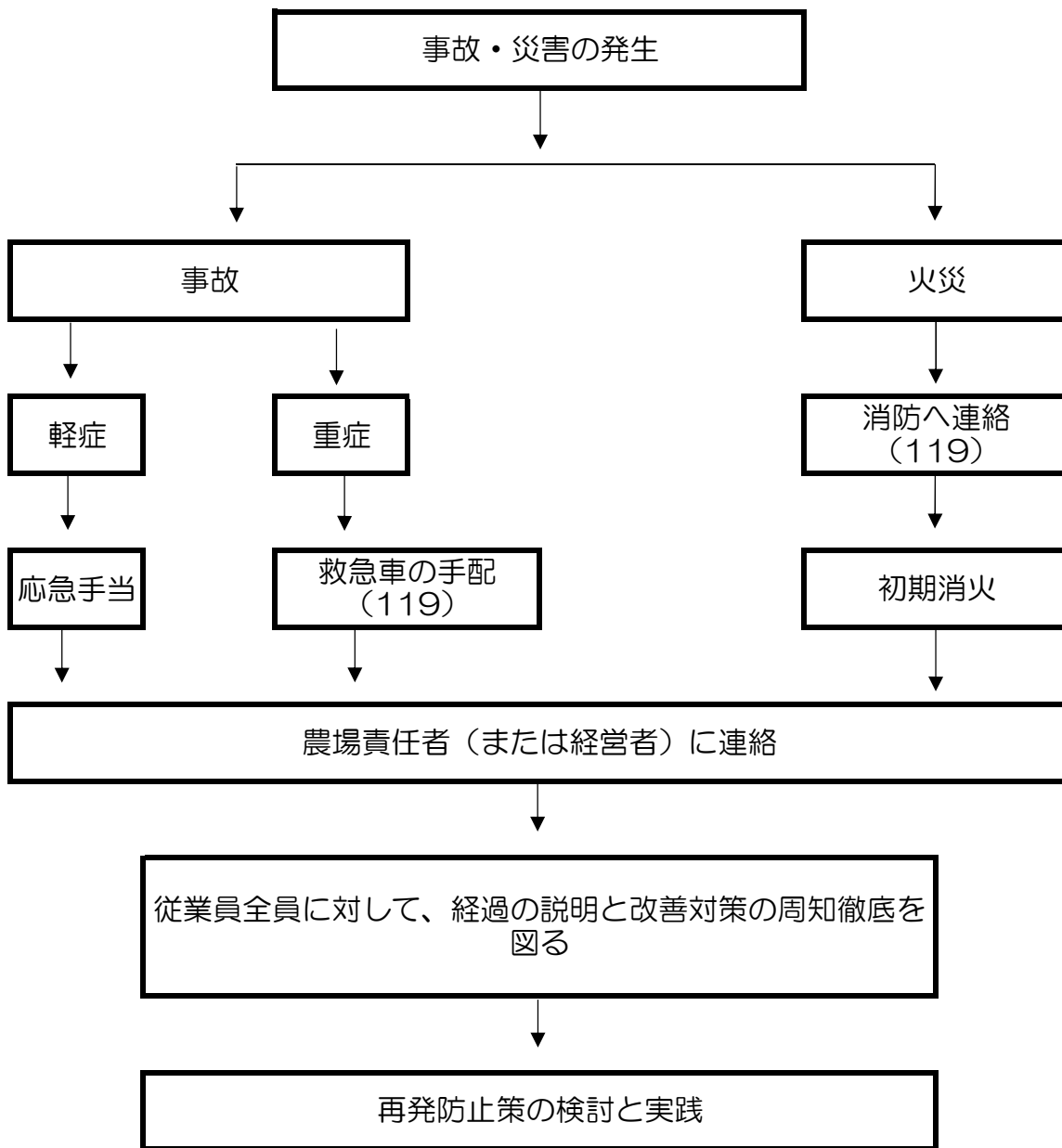
情報源	スーパー△△	申出者	□□ □□
連絡先	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	品目名	キャベツ
発生日	〇〇年〇月〇日	ほ場名	××
クレーム・ルール違反の内容及び応急対応 出荷用段ボールの中に、キャベツと一緒に使用済みカットバンが入っていると連絡を受けた。〇月〇日にスーパー△△に出向き、回収のうえ謝罪。他の商品に影響はないため、回収は実施せず			
発生原因 手指に傷がある場合には、手袋を着用するようにしていただが、作業者のAさんが手袋を着用せずに収穫作業をしていた。			
是正処置 作業者の安全管理マニュアルを見直し、確認体制を強化することとした。			
外部への報告 （ 不要 ・ 県 ・ ☒ 取引先 ・ J A ・ その他（ ） ）			
経過観察 （ ☒ 要 ・ 不要 ） 新たなルールを作成してから2週間経過したが、是正処置は効果があったと思われる。			

事故・災害発生時の対応



緊急連絡先	

事故・災害発生時の対応（記入例）



緊急連絡先	
経営者：000-0000-0000	近隣の病院：00-0000-0000
農場責任者：000-0000-0000	消防：119
	警察：110

家族の話し合い記録

実施日	
参加者	
話し合いの内容	
備考	

労働者との意見交換の記録

実施日	
参加者	
意見交換の内容	
備考	

教育訓練記録

実施日	
参加者	
講師名	
意見交換の内容	
使用した資料名	

※使用した研修資料は保管すること

農作業安全対策に向けたチェックシート

チェック項目	評 価	
ほ場までの公道等の危険箇所を把握しているか（カーブや交差点の見通し、交通量など）	☐ 把握している	
	☐ 地図への記載	
	☐ その他（メモ等に記録している）	
	☐ 把握していない	☐ 今後対応する予定
ほ場等作業場所での危険箇所を把握しているか（傾斜地や段差など）	☐ 把握している	☐ 対応を行っている
	☐ ほ場地図への記載	
	☐ その他（メモ等に記録している）	
	☐ 把握していない	☐ 今後対応する予定
農作業での危険な作業を把握しているか（機械作業、高所作業など）	☐ 把握している	☐ 対応を行っている
	☐ 把握していない	☐ 今後対応する予定
機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限をしているか	☐ 従事者を制限している	☐ 今後対応する予定
	☐ 従事者を制限していない	
各作業に適した服装や保護具（手袋、マスク、ヘルメット等）を着用しているか	☐ 着用している	☐ 今後着用する予定
	☐ 着用していない	
必要に応じて労災保険に加入しているか（常時5名以上雇っている場合は強制加入）	☐ 加入している	
	☐ 加入していない	
農作業安全についての研修等（研修会への参加、朝礼等での呼びかけ、掲示等）を行っているか	☐ 実施している	
	☐ 実施していない	

※団体申請の場合は、各生産者ごとの評価内容をもとに生産管理責任者が責任をもって確認する。

乾燥調整貯蔵施設の管理体制

施設名	
所在地	
施設管理者名	
施設管理者の責務	
必要な資格	
オペレーター名	
オペレーターの 責務	
主任者の配置	

研修の実施状況

日付	内容

乾燥調整貯蔵施設の管理体制（記入例）

施設名	
所在地	
施設管理者名	〇〇 〇〇
施設管理者の責務	・荷受日・荷受量の判断 ・オペレーターへの作業指示 ・異常事態発生時への対応
必要な資格	・必要な資格名： ・資格の有無：
オペレーター名	△△ △△
オペレーターの責務	・施設の稼働及び ・異常事態発生時の責任者への迅速な連絡
主任者の配置	・乾燥設備作業主任者の配置しなければならない施設の場合は、配置する

研修の実施状況

日付	内容

(様式24)

資格が必要な作業及び免許取得者

[illegible]

リスク評価表【土壌汚染】

A 危害の大きさ（重篤性） 事故が発生した場合の影響の大きさ ＜評価例＞ 3（重）：死亡につながる疾病・事故、法令違反または商品回収 2（中）：入院等が必要な疾病・事故、商品苦情（影響大） 1（軽）：応急手当で済む事故、商品苦情（局所的）	B 農場への発生頻度 自分の農場での危害要因の発生する可能性 ＜評価例＞ 3（重）：過去に自分の農場で発生した 2（中）：産地または業界で発生した 1（軽）：発生する可能性が考えられる	C リスクの大きさ（$C=A \times B$） A 危害の大きさ $\times$ B 発生頻度で評価 4点以上または危害の大きさ及び農場での発生頻度が3点以上の場合 は「高」、それ以外は「低とする」
---	--	--

[illegible]

リスク評価表【土壌汚染】（記入例）

A 危害の大きさ（重篤性） 事故が発生した場合の影響の大きさ ＜評価例＞ 3（重）：死亡につながる疾病・事故，法令違反または商品回収 2（中）：入院等が必要な疾病・事故，商品苦情（影響大） 1（軽）：応急手当ですむ事故，商品苦情（局所的）	B 農場への発生頻度 自分の農場での危害要因の発生する可能性 ＜評価例＞ 3（重）：過去に自分の農場で発生した 2（中）：産地または業界で発生した 1（軽）：発生する可能性が考えられる	C リスクの大きさ（ $C=A \times B$ ） A 危害の大きさ $\times$ B 発生頻度で評価 4点以上または危害の大きさ及び農場での発生頻度が3点以上の場合 は「高」、それ以外は「低とする」
--	---	---

工程	対象	考えられるリスク	リスク評価			対策	備考
			A	B	C		
堆肥保管	堆肥	排水や廃汁によるほ場や水源の汚染	2	1	2	・ほ場や水源から離れた場所で保管する	
水管理	農業用水	隣接施設の排水からの重金属の流入事故の発生	3	1	3	・周辺環境を確認し、汚染源を把握する。 ・リスクがある場合は行政に相談する。	
作付け	農薬	前作に使用した農薬による汚染	2	1	2	・前作に使用した農薬の適用を把握する。 ・前作を考慮した作付け計画を立てる。	

(様式26)

設備・機械・運搬車両リスト

[illegible]

(様式26)

設備・機械・運搬車両リスト（記入例）

[illegible]

保守点検表

[illegible]

保守点検表（記入例）

[illegible]

計量機器点検表

点検対象機		計量器番号	
-------	--	-------	--

<点検項目と点検方法>

点検1：設置状態（水平）の確認

※水準器の気泡が円の中心にあり、はかりの設置状態が水平に保たれていることを確認
 気泡が中心から外れている場合は、中心に気泡が位置するようにはかりのアジャスタを調整

点検2：計量皿やその周辺の汚れ、異物の有無の確認

計量皿やその周辺に汚れや異物などが付着していないか点検
 →付着している場合、汚れや異物が内部に入らないように注意しながらブラシ等で除去する

点検3：ゼロの戻り確認

はかりのゼロボタンを押した後、測定物（分銅等）を数回載せ降ろしを繰り返し、ゼロ（0g表示）の戻りを確認

点検4：普段測定している重量の分銅を載せ、重量表示を確認

- ①重量表示が0.0gであることを確認
- ②点検用分銅を計量皿に載せる
- ③重量表示が点検基準内であることを確認
- ④分銅を下ろし、重量表示が0.0gとなることを確認

実施日	実施者	点検結果

省エネルギー計画

[illegible]

省エネルギー計画（記入例）

場所	対象	計画内容
全般	全般	・農場内で使用しているエネルギーの種類（電気、燃料等）を把握、記録 ・前年や前月と比較し、想定より使用量が多かったものについては、使用量の削減方法を検討
事務所	照明	・使っていないときは電源を切ることを周知、徹底
	照明	・照明器具をLED電球に変更する
ハウス	暖房	・温度設定の最適化 ・ハウスの修繕
機械、車両、施設・設備	更新時	・省エネルギー性能の高いものを選択（例：ハイブリッド車両の導入）
	点検	・定期的にメンテナンスし、燃費効率を維持
出荷作業場	屋根	・遮熱効果のある塗料の使用を計画
	冷蔵庫	・温度設定の最適化
車両（トラクター等）	燃料	・アイドリングストップのこまめな実施
	燃料	・作業効率向上によるエネルギーロスの削減
	燃料	・過積載をしない
	****	*****

廃棄物リスト

分類	廃棄物	処分方法	一時保管場所	減らす工夫

*産業廃棄物を処理業者に依頼する場合は、必ずマニフェストを交付すること

廃棄物リスト（記入例）

分類	廃棄物	処分方法	一時保管場所	減らす工夫
廃油	廃エンジンオイル	業者引き取り	機械倉庫	エンジンの負担を減らす 使い方
廃プラス チック類	マルチ	地域協議会	資材置き場	生分解生マルチの検討
	ハウス被覆資材	地域協議会	資材置き場	中期展張フィルム等の導 入による長期利用の検討
	肥料袋	地域協議会	資材置き場	必要最低限の施肥
	農薬空容器	地域協議会	農薬保管庫	IPMの検討
金属	燻蒸剤の空き缶	JA等の回収	農薬保管庫	IPMの検討
	ハウス・トンネル の骨	資源ごみ	資材置き場	リサイクル
	空き缶	資源ごみ	作業場ごみ箱	リサイクル
紙	粒剤の空き袋	JA等の回収	農薬保管庫	IPMの検討
	段ボール	資源ごみ	資材置き場	リサイクル
生ごみ	植物残渣	残渣捨て場	ハウス脇	
	弁当かす	生ごみ	作業場ごみ箱	食べ残さない

* 産業廃棄物を処理業者に依頼する場合は、必ずマニフェストを交付すること

農薬使用計画

品名	
----	--

[illegible]

(様式32-1)

農薬管理簿（年産毎に更新する場合）

[illegible]

[確認者]

月日	月 日	月 日	月 日
確認者印			

(様式32-1)

農薬管理簿（年産毎に更新する場合：記入例）

[illegible]

[確認者]

月日	月 日	月 日	月 日
確認者印			

農薬管理簿（一剤一葉で整理する場合）

薬剤名（ ） 規格（ ）

受入日・数量				払出日・数量				在庫数	受払者	ほ場番号 (または品目)
年	月	日	数量	年	月	日	数量			

[確認者]

月日	月 日	月 日	月 日
確認者印			

農薬管理簿（一剤一葉で整理する場合：記入例）

薬剤名（　〇〇〇〇乳剤　）

規格（　500ml　）

受入日・数量				払出日・数量				在庫数	受払者	ほ場番号 （または品目）
年	月	日	数量	年	月	日	数量			
7	8	9	20					20	花子	
				7	9	10	5	15	花子	

[確認者]

月日	月 日	月 日	月 日
確認者印			

農薬散布指示書

責任者			
作業者			
作業日時			
天気等			
作物名		ほ場番号	
農薬名 (剤型まで記載)			
収穫前日数			
希釈倍率			
散布量			
使用機械			
散布後 記入欄			

農薬散布指示書（記入例）

責任者	〇〇 〇〇		
作業者	□□ □□		
作業日時	〇〇年〇月〇日 午前〇〇時～		
天気等	晴れ・無風		
作物名	トマト	ほ場番号	A-1
農薬名 (剤型まで記載)	□□	△△	
収穫前日数	収穫前日	収穫3日前まで	
希釈倍率	2000	2000	
散布量	300L	300L	
使用機械	動噴	動噴	
散布後 記入欄	(例) ・指示どおりの散布を行った。 ・防除のタイミングが遅かったので、次回は適期防除を行う		

(様式34)

肥料使用計画

品目 ()

[illegible]

(様式35-1)

肥料管理簿（年産毎に更新する場合）

[illegible]

[確認者]

月日	月 日	月 日	月 日
確認者印			

(様式35-1)

肥料管理簿（年産毎に更新する場合：記入例）

[illegible]

[確認者]

月日	月 日	月 日	月 日
確認者印			

肥料管理簿（一肥料一葉で整理する場合）

肥料名（ ）

規格（ ）

受入日・数量				払出日・数量				在庫数	受払者	ほ場番号 (または品 目)
年	月	日	数量	年	月	日	数量			

[確認者]

月日	月 日	月 日	月 日
確認 者印			

肥料管理簿（一肥料一葉で整理する場合：記入例）

肥料名（　〇〇　）

規格（　15kg　）

受入日・数量				払出日・数量				在庫数	受払者	ほ場番号 (または品目)
年	月	日	数量	年	月	日	数量			
7	8	9	20					20	太郎	
				7	9	10	5	15		

[確認者]

月日	月 日	月 日	月 日
確認者印			

種苗記録表

〈購入の場合〉

- * 購入時に種苗の説明書，パンフレットなども取り寄せること。
 * 説明書などに記録項目の記載があれば，その内容については省略可。

作物名 および 品種名	ロット No.	生産地 (国)	購入量	購入日	販売者	※いずれかを記入		種子消毒薬 剤名 (散布回数 も記述)
						採種 年月	有効 期限	
				年 月		年 月	年 月	
				年 月		年 月	年 月	
				年 月		年 月	年 月	
				年 月		年 月	年 月	
				年 月		年 月	年 月	
				年 月		年 月	年 月	
				年 月		年 月	年 月	
				年 月		年 月	年 月	
				年 月		年 月	年 月	

〈自家育苗の場合〉

作物名 および 品種名	採取日	採取 ほ場

種苗記録表（記入例）

＜購入の場合＞

- * 購入時に種苗の説明書，パンフレットなども取り寄せること。
 * 説明書などに記録項目の記載があれば，その内容については省略可。

作物名 および 品種名	ロット No.	生産地 (国)	購入量	購入日	販売者	※いずれかを記入		種子消毒薬剤 名 (散布回数も 記述)
						採種 年月	有効 期限	
トマト（〇〇）	12-5512	オランダ	2000粒	2026年8月	△△種苗	2026年7月	年 月	□□水和剤， 種子粉衣1回
				年 月		年 月	年 月	
				年 月		年 月	年 月	
				年 月		年 月	年 月	
				年 月		年 月	年 月	
				年 月		年 月	年 月	
				年 月		年 月	年 月	
				年 月		年 月	年 月	

＜自家育苗の場合＞

作物名 および 品種名	採取日	採取 ほ場